

議 事 日 程 (第 1 号)

平成27年12月17日 (木曜日) 午前 9 時30分 開議

- 日程第 1 会議録署名議員の指名について
- 日程第 2 会期の決定について
- 日程第 3 例月出納検査結果報告並びに定例監査結果報告
- 日程第 4 議員派遣の件
- 日程第 5 一 般 質 問
- 日程第 6 承認第 4 号 専決処分の承認を求めることについて
 - 専第14号 平成27年度東白川村一般会計補正予算 (第 7 号)
 - 専第15号 平成27年度東白川村簡易水道特別会計補正予算 (第 3 号)
 - 専第16号 東白川村税条例等の一部を改正する条例の一部を改正する条例について
 - 専第17号 平成27年度東白川村一般会計補正予算 (第 8 号)
- 日程第 7 議案第64号 東白川村過疎地域自立促進計画の策定について
- 日程第 8 議案第65号 東白川村行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例について
- 日程第 9 議案第66号 東白川村議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第10 議案第67号 東白川村税条例の一部を改正する条例について
- 日程第11 議案第68号 東白川村消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第12 議案第69号 東白川村消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例について
- 日程第13 議案第70号 平成27年度東白川村一般会計補正予算 (第 9 号)
- 日程第14 議案第71号 平成27年度東白川村国民健康保険特別会計補正予算 (第 3 号)
- 日程第15 議案第72号 平成27年度東白川村簡易水道特別会計補正予算 (第 4 号)
- 日程第16 議案第73号 平成27年度東白川村下水道特別会計補正予算 (第 2 号)
- 日程第17 議案第74号 平成27年度東白川村国保診療所特別会計補正予算 (第 4 号)
- 日程第18 発議第 2 号 T P P と地方創生への万全な国内対策を求める意見書について
- 日程第19 閉会中における議会運営委員会の継続調査について

出席議員 (7名)

- | | | | |
|-----|---------|-----|---------|
| 1 番 | 今 井 美 和 | 2 番 | 今 井 美 道 |
| 3 番 | 桂 川 一 喜 | 4 番 | 樋 口 春 市 |
| 5 番 | 服 田 順 次 | 6 番 | 今 井 保 都 |
| 7 番 | 安 江 祐 策 | | |

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者の職・氏名

村長	今井俊郎	教育長	安江雅信
参事	松岡安幸	総務課長	安江宏
会計管理者	安江誠	村民課長	今井義尚
産業振興課長	樋口章久	建設環境課長	小池毅
教育課長	伊藤保夫	国保診療所 事務局長	安江良浩
監査委員	安江弘企		

本会議に職務のため出席した者の職・氏名

議会事務局 次長	安江由次
-------------	------

◎開会及び開議の宣告

○議長（服田順次君）

ただいまから平成27年第4回東白川村議会定例会を開会いたします。

本日の出席議員は7名です。定足数に達していますので、これから本日の会議を開きます。

本日の日程は、お手元に配付申し上げたとおりであります。

◎会議録署名議員の指名について

○議長（服田順次君）

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第113条の規定により、1番 今井美和君、2番 今井美道君を指名します。

◎会期の決定について

○議長（服田順次君）

日程第2、会期の決定についてを議題とします。

お諮りします。本定例会の会期は、本日から12月21日までの2日間にしたいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、会期は本日から12月21日までの2日間に決定しました。

◎例月出納検査結果報告並びに定例監査結果報告

○議長（服田順次君）

日程第3、例月出納検査結果報告並びに定例監査結果報告を議題とします。

監査委員の報告を求めます。

監査委員 安江弘企君。

○監査委員（安江弘企君）

平成27年12月17日、東白川村議会議長 服田順次様。東白川村監査委員 安江弘企、同じく今井保都。

例月出納検査結果報告。

平成27年8月分、9月分及び10月分の出納検査を実施したので、その結果を地方自治法第235条の2第3項の規定により報告する。

記1. 検査の対象 平成27年8月分、9月分及び10月分の東白川村一般会計、国民健康保険特別会計、介護保険特別会計、簡易水道特別会計、下水道特別会計、国保診療所特別会計、後期高齢者医療特別会計、歳入歳出外会計及び基金に係る現金、預金等の保管状況。

2. 検査の時期 平成27年9月29日、平成27年10月27日及び11月19日。

3. 検査の結果 平成27年8月末日、9月末日及び10月末日における上記会計の予算執行状況、現金及び預金の現在高並びにその保管状況は別紙のとおりであり、諸帳簿の計数は全て関係書類に合致し正確であった。

続きまして、定例監査結果報告書を提出いたしておりますので、御報告をさせていただきます。

定例監査結果報告書。

地方自治法第199条第4項の規定により、平成27年10月22日、23日及び同月28日、29日の4日間実施した定例監査の結果は、次のとおりである。よって、同法第199条第9項の規定により報告する。

なお、同法同条第10項の規定により意見書を付する。平成27年12月17日、東白川村監査委員 安江弘企、同じく今井保都。東白川村長 今井俊郎様、東白川村議会議長 服田順次様。

監査の主眼 1. 事務事業が住民福祉の増進に寄与しているかの確認。

2. 最小の経費で最大の効果を上げているかの確認。

3. 前年度の滞納額が確実に調定されているかの確認。

4. 予算の執行は適法かつ効果的に行われているかの確認。

監査の方法。

前半（書類審査）。

1. 平成27年度9月末の各会計の予算の執行状況、現金、預金、有価証券及び基金等の管理保管状況等の監査。

2. 平成27年度9月末の各課所管の事務事業の進捗状況の監査。

3. 平成26年度末の村税等の滞納分が27年度に調定され、収入督促がされているかの監査。

4. 補助金、委託事業の事務処理が適正に行われているかの監査。

5. その他関係する必要事項の監査。

後半（現地監査）。

1. 出先機関の活動状況、農林施設、福祉施設、体育施設の利用状況及び維持管理の状況。

2. 平成27年度各工事の進捗状況と平成26年度下半期の各工事の完成状況の監査。

3. 26年度に補助金を交付した施設や備品の利用状況の監査。

監査の結果。

1. 予算の執行状況及び預金等の管理状況。

平成27年度9月末現在の一般会計と特別会計を合わせた予算規模は40億4,451万2,000円で、予算執行状況は、収入済額21億3,936万2,235円、支出済額14億6,378万7,208円、歳計外現金会計の差し引き残高を合わせた残高は6億8,442万4,953円であり、その保管状況はいずれもめぐみの農協東白川支店で、普通預金6億7,187万314円、当座預金2,757円、土地開発基金への貸し出し1,255万1,882円であります。歳出予算執行率36.2%で、前年度同期と比較すると1.4ポイント下回っています。

基金の管理状況は、前年度同期と比較すると2億1,731万8,414円増の16億8,547万9,414円です。その内容は、定期預金23口、普通預金3口、国債2口であります。基金の増加の主な要因は、財政調整基金に2億円が積み立てられたことによるものです。

出資証券等の管理状況は、前年度同期と比較して、岐阜県信用保証協会出捐金が2,000円増額したため1億1,815万8,000円となっています。その内容は、出資証券11団体、証書52枚1,299万6,500円、株券8団体、50枚1億216万1,500円、債権1団体300万円であります。

予算の執行状況は、現金保管状況、基金管理及び有価証券保有状況は、適正であり正確であることを認めます。

2. 滞納の状況と滞納整理。

平成26年度末の村税等の滞納繰越額は2,472万9,269円であり、それが27年度に適正に調定され歳入の督促がされているかを調査しました。調定については、金額はわずかではありましたが諸収入で調定漏れがあり、その後徴収された事例がありました。納入の督促をなされているかについては、使用料において、東白川村税以外の諸納付金の督促及び滞納処分等に関する条例に基づく事務処理が行われていない事例もありましたが、9月末までに182万7,178円が納付されました。

なお、村税等主な9月末の滞納額は、次のとおりであります。

括弧内は、26年度同期ですが、朗読は省略をさせていただきます。

村税1,163万3,299円、国民健康保険税1,204万4,132円、介護保険料3万円、CATV使用料219万6,830円、有線放送電話使用料1万5,800円、簡易水道使用料27万1,980円、後期高齢者医療保険料9万9,200円、合計2,629万1,241円。

主な村税等の滞納額を前年度同期と比較しますと、732万円ほど減少しておりますが、これは前年度において約660万円不納欠損されたことが要因しており、滞納額は27年度当初と比較すると156万1,972円増加しております。

村税等の未収金徴収対策として、岐阜県中濃県税事務所へ村職員を派遣し、県税職員と一緒に徴収を行う事業が実施されており、一定の成果が上がっていることは評価しますが、まだ多額の滞納がありますので、引き続き一層の努力をお願いします。

3. 村が交付している補助金が適正に執行されているかの確認。

今回の定例監査では、村が交付している補助金について抽出で15事業の調査を行いました。

補助金交付規則等に沿って交付申請、実績報告書等が提出されており、おおむね適正に処理されておりましたが、一部の補助金については、領収証等、写しの添付がなく、支払いの確認できないものもありました。補助金の交付を受けないと支払いができない団体もあるようですので、一括概算交付等を検討されることを望みます。

次に、現地監査で気づいたことを申し上げます。

1. 河川除草委託業務については、魚への影響と草木が下流へ流れる等の理由で水際等の草刈りが行われず、効果が上がっていないと感じました。地域のボランティアで草刈りが行われている場所があり、場所によっては河原に近づくことができないところもありますので、事業の実施につい

ては場所の選定、または事業の見直し等の検討をされることを望みます。

2. 26年度に設置された案内看板設置事業ですが、看板設置場所が人目につきにくく適当でない場所があると感じました。看板の設置場所は、施設管理者等の意向があると思いますので、効果的な設置場所がない場合は、事業の見直しを望みます。

結び。

平成27年度の定例監査は、書類審査、現地審査に分けて4日間実施しました。それぞれの担当課長、担当者には多忙の折、懇切丁寧に説明をいただき、多くの資料を提出いただきありがとうございました。

現在の景気は、雇用、所得環境が改善し、好循環がさらに進展するとともに、交易条件も改善する中で、堅調な民需に支えられた景気回復が見込まれるとされていますが、中山間地域では景気の実感はありません。フォレストスタイル事業の放映により、視察等問い合わせが多いと聞いておりますし、基幹作物のお茶についても新たな取り組みを実施されているようですので、村が元気になるように活性化に取り組まれることを期待しております。

東白川村においても、まち・ひと・しごと創生総合戦略が作成されました。この計画及び第5次総合計画に基づいて事業が推進されると思いますが、過去に整備した簡易水道、CATV、はなのき会館などの更新が必要な施設が多くあると思います。現在の借入償還残高は一般会計、特別会計を合わせて34億2,972万3,000円あります。今年度元金償還額3億3,746万7,000円。一方借入予定額は3億9,850万円で、償還額より借入額のほうが多くなっております。既に28年度の予算編成も始まっていると思いますが、施設の更新時期が来ており、多額の借入れはやむを得ないと思いますが、英知を結集し、村民が豊かさを実感できる施策が展開されることを祈念し、意見とします。

○議長（服田順次君）

監査委員の報告に対し、質疑を行います。

質疑はありませんか。

[挙手する者なし]

これで質疑を終わります。

以上で、例月出納検査結果報告並びに定例監査結果報告を終わります。

◎議員派遣の件

○議長（服田順次君）

日程第4、議員派遣の件を議題とします。

本件について、趣旨説明を求めます。

議会運営委員長 安江祐策君。

○議会運営委員長（安江祐策君）

それでは、議員派遣の件について説明をいたします。

次のとおり議員を派遣する。派遣名、目的、派遣場所、期間、派遣議員の順で読み上げていきま

す。

1. お松さま祭り、地域の活性化に資する、茶の里会館周辺、平成27年12月23日、議員全員。
2. 東白川村消防団出初め式、地域の防火防災に資する、はなのき会館、平成28年1月5日、議員全員。
3. 平成28年東白川村成人式、新成人を祝すとともに、青少年の健全育成に資する、はなのき会館、平成28年1月10日、議員全員。
4. 中学校ふるさと学習発表会、生徒の健全育成に資する、東白川中学校、平成28年1月20日、安江祐策。

下段の部分につきましては、既に議長決裁によって議員を派遣したもので終了しておりますので、それぞれ目を通していただきたいと思います。以上、議員派遣の件の報告を終わります。

○議長（服田順次君）

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

[挙手する者なし]

これで質疑を終わります。

これから討論を省略し、議員派遣の件を採決します。

お諮りします。本件は、原案のとおり決定することに、また議長決定分について承認することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

異議なしと認めます。したがって、議員派遣の件は原案のとおり可決、承認されました。

お諮りします。ただいま決定した議員派遣の内容について、変更の必要が生じた場合は、変更事項について議長一任をお願いできますか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

異議なしと認めます。したがって、決定した議員派遣について、変更の必要が生じた場合は、議長一任で変更ができることに決定しました。

これで議員派遣の件を終わります。

◎一般質問

○議長（服田順次君）

日程第5、一般質問を行います。

通告者は5名です。

通告順に質問を許可します。

4番 樋口春市君。

[4番 樋口春市君 一般質問]

○4番（樋口春市君）

今回は、地方創生への取り組みについてお伺いをいたします。

日本創成会議によりますと、全国の市町村の半数が消滅可能性都市であると公表をされ、岐阜県内でも17の市町村がその対象であり、本村もその中の一つの自治体に含まれているとのこと。人口が減少することによって、経済規模は縮小され、生活水準の低下を招き、村としての持続性さえが危うくなってしまいます。人口減少克服に向け、それぞれの自治体が生き残りをかけ、このまち・ひと・しごと地方創生への取り組みが始められております。

我々の村におきましても、既に地域活性化、地域消費喚起、住民生活への緊急支援を目的として、プレミアム率20%のつちのこ商品券の発行事業に取り組まれていたのですが、その結果どのような効果があったのか検証していただけているものと思いますので、その結果についてお聞かせいただきたいと思っております。

また、耕作放棄地対策として集落営農、村内特産品販売のアンテナショップの設置、この地域特産の東濃ヒノキを使った住宅への受注への取り組みなど、受けられる交付金は受けることに越したことはないのですが、さまざまな制度を積極的に活用して、目標に向け効果的で効率的な事業展開を図ることが重要であると思っております。

それと同時に十分な検証を行っていただき、持続可能な事業推進を図っていただきたいと思っております。また、現在、村のホームページの更新が進められているところですが、今後、ぜひ村内の特産品の販売にも大いに役立てていただきたいと思っております。

前回もお願いをいたしました。新たな村の特産品の早急な開発に全力を挙げていただくことで、村内の荒廃地の減少と、少しでも村民の皆さんに利益を上げていただくことが村の活性化につながるものと思っております。

それと、12年後には近隣にリニア新幹線の岐阜駅が開業されることに向け、地方創生を生かした取り組みを何かお考えになっていることがあれば、お聞かせいただきたいと思っております。

○議長（服田順次君）

村長 今井俊郎君。

○村長（今井俊郎君）

樋口議員の質問にお答えをします。

初めに、スーパープレミアム商品券についてですが、従来の商品券と同じく、商工会つちのこ商品券として業務を委託して発行を行いました。他の市町村とは違い、当村は各世帯へ3セット、この引きかえ券を郵送し、全ての世帯に公平になるような購入方法で販売をいただきました。その結果でございますが、6月1日から6月20日までの引きかえ期間に1,342セットの購入をいただきました。これは、1世帯2セット平均としても671世帯の方に購入をいただいたことになりまして、83.9%という数字でございます。また、3,000セットを用意いたしましたので、フリー販売となった1,658セットにつきましても、7月10日までに完売することができました。

スーパープレミアム商品券の利用についてのアンケートは、現在集計中ですが、集計率58%でのアンケート結果は、金額ベースで、まず「ふだんの買い物を商品券で購入した」が79.8%、「商品

券の入手がきっかけとなって商品を購入した」20.2%となり、その内訳については、一番多いのが加工食品や食料品等、次が自動車関連の商品、ガソリン等、こういった購入につながった方が多く見られました。

また、「商品券の利用に加えて現金で商品を購入した」という方が6.8%という意見もあり、商品等の販売額増加に寄与したと思っております。

また、各商店への引き取りについては商工会で行っていただいておりますが、まだ全事業所からの回答ではございませんが、スーパープレミアム商品券の効果については、「効果があった」のが20%、「やや効果が上がった」のが70%となり、全体で効果があったと感じている事業所が90%ということであります。

効果の内訳については、1つ目に消費者1人当たりの客単価が上がった、売上額が上がった、来店客がふえた、早期入金につながった、このような順で、答えが返ってきております。

売上増の効果が満遍なく行き渡ったかということ、スーパープレミアム商品券の3割を超える枚数を1店舗で回収をしており、偏りが見られます。

また、スーパープレミアム商品券は、換金手数料を取らないことにしましたので、利幅の少ない燃料でも使用が可能としたため、ガソリンスタンドでの回収が大きく伸びております。

そのほかにも、食料品、中元商品販売店で多く使われており、日常の消費活動における現金での支払いが商品券にかわったと考えられます。

以上の分析を推考いたしますと、ある程度予測されていたことではございますが、大きな売上増にはつながらないまでも、消費流出の防波堤効果というか、消費の囲い込み効果があったと分析をします。それよりも消費者への生活支援の効果のほうが大きかったと思われまます。

村内では商品券で買い物をし、その余裕が出た分で他の市町村で消費したり、教育費や医療費に回すといったことができたわけで、国全体では生活支援や消費拡大につながったのではないかと考えます。

今回のスーパープレミアム商品券に限らず、通常のプレミアム商品券の発行事業は村民に定着し、どの事業所も販売時期に地域内での消費活動の活性化を感じているとの商工会からの報告がありましたことから、一定の効果があるものと感じております。

そのほかに、プレミアム券を使う人が決まっているとか、高齢の方には取り扱い方法がしっかり理解できていないようでしたという意見もあり、今後反省し、改善することも必要だと感じております。

次に、交付金を活用した事業について、効果的で効率的な事業展開を図るべきであると。その上で十分な検証を実施し、持続可能な事業推進を図るべきという御意見についてですが、至極もったもな御意見でございます。今回の地方創生事業は全ての事業について重要業績評価指標（KPI）を設定し、1年度ごとに有識者会議による事業検証が義務づけられております。例を申し上げますと、新規就業者支援ならば、1年に何人の新規就業者をふやすことを目標とするのか、特産品開発なら、何品新たに特産品を開発するのかという目標をあらかじめ定めて事業申請を行っております。

事業の持続可能については、その手法で効果が得られれば継続、数年で効果が出ないものは改善をしていくという、今までよりも評価と判断を迅速に行い、事業推進をしていく体制が求められていますので、そのようにしていく必要がございます。これは、いわば行政に民間の営業感覚を持ち込めという意味合いもあるかと思っております。

今回、今年度事業で地方創生の先行型上乗せ交付金事業のタイプ1もタイプ2も採択を受けることができました。タイプ1は、3,000万円の予算で、村のホームページの更新とウェブ上に東白川村のモールを開設し、東白川村ファンをつくり、その方々に東白川村の商品を買っていただく。一言で言いますと、こういう事業であります。人口増や交流人口を伸ばすことの努力は実施いたしますが、今やICT関連産業の進歩や若者の消費行動の変化についていけない経済行動は極めて効率が悪く、成功の道すら見えないとまで言われております。

タイプ2も予算額1,000万円で、フォレストスタイル事業の営業用ツールとし、また本村の大きな財産である自然と、そこから生み出される森林資源などを都市住民の皆様に映像として紹介する販売促進ツールを開発するものでございます。両事業とも地域おこし協力隊員も含めたチームをつくり、総務省からの派遣事業で国内でもトップクラスの専門家の派遣を受け、知見等を御指導いただきながら事業を進めてまいりますので、理解をしていただきたいと思います。

このほか、アンテナショップ事業や物流ネットワーク構築事業などの事業で出口をつくってマーケットを開拓していく一方で、特産品と言われる商品開発を進める必要があります。特産品開発は、この村でとれる農作物や林産物を原料としたいいわゆる6次産業化が必要であります。その意味では、とまとのまんまは成功例ではありますが、これに次ぐ加工食品などの開発の必要があると思います。この活動には、行政というよりも第三セクターの2つの会社や、白川茶屋、野菜村、そして民間事業者への活力の注入政策が有効と考えております。資金面、人的応援など積極的に実施してまいり所存でございます。

もう1つの視点として、何も新たな商品だけじゃなく、ふるさと納税で人気の高い本村の米や木工品などの量産、少しでも有利な販売方法を開拓していくことも有効な手段として考えているところでございます。

次に、リニア新幹線の岐阜県駅が中津川市に開設されることによるこの地域への経済効果については、いまだ不透明なことが多いわけですが、建設期間中の雇用の増加や建設用資材の流通、消費の拡大などが予想されます。また、営業開始後には首都圏からの人口移動や観光客の増大も当然予想されております。本村がこういった観点で地域活性化の受け皿となれるような村でいられることが大事なことになると思います。リニア開業に向けての具体的な取り組みはいまだありませんが、情報収集をしっかりと行い、首都圏での村の知名度のアップのための活動や、道路整備などで関係する自治体との連携などが重要と考えております。今後、官民が協力して、まさにリニアに乗りおけない対応ができるよう、そのようにしてまいりたいと考えております。

以上で、私の答弁といたします。

〔4番議員挙手〕

○議長（服田順次君）

再質問、4番 樋口春市君。

○4番（樋口春市君）

商品券につきましては、現在通常のつちのこ商品券が販売をされております。それで、プレミアム率20%の商品券と現在の商品券では換金率が違うということで、なかなか現在販売されているものが販売できないというような状況も伺っておりますので、こういった村で新たな商品券を販売される、現在のつちのこ商品券に影響が出るようなことでは何なりませんので、この点も今後十分に検討をされて、こういったものを進めていただきたいなあというふうに思います。また、今後の地方創生の取り組みが行われることで、村の行く末が左右されると言っても過言ではないというふうに思いますので、大切な取り組みであると思いますので、しっかりとやっていただきたいなあと思います。また、消滅自治体にならないためには、この機会をしっかりと生かしていただいて、村民の皆さん方が安心・安全に暮らしていただける村づくりに努力をしていただきたいと思いますし、第5次総合計画に「人がかがやく 地域力のある村 東白川」というふうに掲げられている目標を実現するためには、人口減少と村民の皆さん方の所得の向上というものは、本当に重要な課題の一つであると思いますし、リニア新幹線の開業と地方創生に向けての村長の意気込みというものも再度お聞かせいただきたいと思いますので、よろしく願いをいたします。

○議長（服田順次君）

村長 今井俊郎君。

○村長（今井俊郎君）

貴重な御意見をありがとうございます。

現在、商工会では、通常のプレミアム率10%の商品券を販売しているということで、先回商工会の懇談会の折にしましたら、まだちょっと残っているということで、今週もCATVを使って発売中というような案内が流れておるということでございます。

これからお歳暮してよい期間ということになって、販売に加速がついていくのではないかと思っております。20%と10%の違いについては、今回は国の交付金があったということで、20%のスーパープレミアムが発売できたわけですが、従来どおり村の単独の予算としては10%ということで御理解をいただいて、つちのこ商品券のタイプもそんなところで発売をしております。村民の皆さんには御利用をいただきたいと思います。

それから地方創生、そして第5次総合計画にのっとり活力ある村づくりをということで、私も同意見でございます。一番根底にあります第5次総合計画、そしてそれを5年間、本当に集中的に実施をして人口の減少に歯どめをかける、あるいは地域の経済力の向上に努める、こういった施策をしっかりと組み立てておりますので、今度は毎年度毎年度予算の中でそれを提案申し上げまして御審議をいただき、確実に速やかに実施をしていく覚悟でございますので、また御理解と御協力をいただくようお願いしまして、答弁といたします。

〔4番議員挙手〕

○議長（服田順次君）

4番 樋口春市君。

○4番（樋口春市君）

今年度、議会では、先ほど申し上げましたように、リニアの開業に向けて濃飛横断早期整備促進委員会のほうに東白川村が加盟をいたしました。3市1村での取り組みでございます。一人でも多くの方に、開業されて立ち寄っていただくことが村の活性化につながっていくものと我々は信じておりますので、少しでも東白川村に有利な濃飛横断の整備をお願いしていきたいというふうに考えておりますし、またぜひとも3市1村の首長の皆さん方もできる限りの支援をいただきたいと。行政と議会と一致団結をして、東白川村の活性化に努めていくのが大切だと思いますので、村長にはその辺についても、最後1点だけ伺いをいたしまして質問を終わりたいと思います。

○議長（服田順次君）

村長 今井俊郎君。

○村長（今井俊郎君）

リニアの開通に向けての道路整備につきましては、既に郡上市、下呂市、中津川市さん、そして東白川村と4団体で期成同盟会をつくりまして、要望活動等を行っております。先般も国交省の出先であります中部整備局地方整備局のほうへ出向きまして、局長さんに4人そろって促進についてお願いをしてきております。なかなか公共事業への投資が少ないということで、執行機関であります中部地方整備局も岐阜県も非常に厳しい回答ではあったんですが、我々が力を合わせて、このことについてやっていかないと、これは将来につながる一つの夢でありますので、私はいつも言っています、東白川村を通るかどうかはまだわかりませんが、その周辺を通っていくという形になったときに、やはり一番近いところに広域のこういった自動車道路にアクセスができるということは、村民の皆さん方の将来に対する夢の一つの担保でもあるということで、あわせてお願いをしておるところでございます。今後とも、議員の皆さんとも力を合わせて、この運動は確実に実行していきたいなあとというふうに考えております。以上で答弁とします。

○議長（服田順次君）

次に、6番 今井保都君。

〔6番 今井保都君 一般質問〕

○6番（今井保都君）

それでは、村の農業振興について質問をします。

本年は大きな災害もなく、無事収穫できましたこと、何より感謝しております。

農業は天候に左右されやすく、努力しても思うようにならないのが実情ではないかと存じます。

いよいよ日本の将来を見据えてのTPP（環太平洋経済連携協定）大筋合意がなされました。自動車産業を初めグローバル企業は関税の規制がなくなって、今後さらに収益が上がるでしょう。一方、競争力の弱い農畜産業はどうなるでしょう。特に中山間地域の農業は、人口減少、そして高齢化の中で、果たして守られていくのでしょうか。大変心配するところです。米は、政府が相当分の国産

米を備蓄米として買い上げる方針ですが、米価はさらに下落すると思われれます。また、深刻な米離れという問題も起きています。田畑を維持するには消費拡大が不可欠です。東白川村の米、お茶、トマト等の品物は一級品です。村で生産したものを、まず村で消費する地産地消を今後さらに進めていかなくてはと存じます。

そして、何よりも農地を守るには生産者と消費者が支え合い、助け合うことが必要です。村が進めている農地流動化奨励事業等はもう手詰まりになっているのではないのでしょうか。村全体で農地を守る仕組み、農地を持たない人たちにも呼びかけ、村民オーナー制度等、よりよい制度を考えるべきかと存じます。中山間地域の農業をどのように捉えてみえるのか、お伺いいたします。

また、村長は28年度、農業公社の設立を目指しておられますが、組織運営についても具体的な説明をいただきたく存じます。

○議長（服田順次君）

村長 今井俊郎君。

○村長（今井俊郎君）

今井保都議員の質問にお答えをします。

初めに、農地流動化奨励事業が手詰まりではないかというような御意見でございますが、平成21年度から始まりましたこの事業は、農地の借り手、10アール当たり1万5,000円を支援するという制度で、この3年間の実績を報告しますと、平成25年度が借り手が59人、奨励面積は33.3ヘクタール、平成26年度は借り手が60人、奨励面積が37.5ヘクタール、平成27年度は借り手が67人、奨励面積は41.4ヘクタール、平成27年度の交付金額は約620万円となっております。確実にこの事業により農地の荒廃防止が行われていると考えております。さらに41.4ヘクタールのほとんどがお茶畑ということで、41.4ヘクタールのお茶畑に荒廃防止対策が講じられて、有効に活用されていると思っております。

ただし、借り手の年齢が高齢化していることは事実であり、今後は集落営農の推進及び各集落の協定集落組織を活用した中山間地域直接支払交付金、多面的機能支払交付金等を活用した農地のみならず農業用地基盤施設保全、集落景観保全を基調とした活動が農地の保全に有効と考えています。別の言い方をすれば、これから中山間地の農業のあり方、水稻も茶もトマトも法人化等で担い手の育成を図りながら、経済的価値が生める産業に育成しなければならないと考えているところで

す。

また、農地の保全については、人口が減っていくわけですから、面積的には減少していく傾向にあるのはやむを得ないと考えておりますが、茶畑でいうならば、担い手により生産していく畑と、景観を守るための整備だけしていく畑と、作物を転換するなどして守っていく育成畑と分けていく必要があると考えております。また、相続などで耕作不能などの農地が出た場合の対策の受け皿になっていける農業法人の育成が必要であると考えて、農業法人の設立を実施してまいります。

この組織の設立につきましては、現在産業振興課農業係を中心に、県の農業会議所及びアドバイザーによる検討を重ねている状況です。現在まで、機械の更新を予定しておりますライスセンター

の運営、そして新世紀工房から分離する農業サポートセンターの運営について計画を実行しているところですが、次年度当初から実際に運営できるものでないといけませんので、当初は私が代表を務めてもよいと考えております。新世紀工房と連携を図りながら、農家の皆さんに迷惑や負担が行かないように万全を期してまいりたいと考えております。

実際の組織運営については、特命参与室の職員、平成27年度末で退職する職員を再任用制度で設置する部署でございますが、これがこの事業に当たるというふうに予定をしております。

それぞれの施設の現従業員であるオペレーターの方々には、引き続き従事をお願いし、今後の展開に応じて若い力の雇用の場としてまいりたいと考えているところでございます。

以上で答弁いたします。

〔6番議員挙手〕

○議長（服田順次君）

再質問、6番 今井保都君。

○6番（今井保都君）

今の村長の答弁の中で農地流動化奨励資金、おっしゃるとおり数字も金額も補助で出ているわけですが、この受け皿となっているところは東白川製茶組合、それから五加茶生産組合、それにもう1つ、新世紀工房といった法人が主で、個人の方々にとっては、まだまだそういったものの制度に入っていないというのが実情ではないかと私は思っておりますので、そういった法人が今抱えておるだけで、もう今精いっぱいではないかと、私はそういうふうに理解をしておるところでございます。

それから村長は、28年度予算編成方針で村長の目指す村づくり6項目を重点事項に上げておられました。その1番手が農業公社の設立ということで、村長の今の答弁でありましたように、意気込みを伺ったわけですが、ぜひ、こういった農業公社でも耕作放棄地での農地の集約化等も進めただければなあというふうに思っております。

それから、そのほかに集落営農の、それからまた農業サポートの事業、白川茶の販売促進、農業基盤の再構築を図る事業を積極的に展開することにより、農地を守りつつ、村民の所得向上、雇用の増大を図ることとなっておりますということでございます。その中で、集落営農について、ことし2つほど誕生して初めての年であったわけですが、今、もし出来高とか、それから収支はどうであったか、それからまた今後さらなる集落営農がまた立ち上がるのか、その辺をまたちょっと伺いたいと思います。

茶畑につきましては、以前村長が生産すべき茶畑、それから景観を守る茶畑、それからまた転用して里山を保全する茶畑と、こういったような3ゾーンに分けてみえますけれども、こういった生産する茶畑については、生産者が一生懸命取り組めばいいわけですが、あとの2つについては、村がどれぐらいの関与をしていただけるのか、それもちょっと伺いたいと思います。

○議長（服田順次君）

村長 今井俊郎君。

○村長（今井俊郎君）

まず、農地流動化奨励事業は個人の受け手が少ないという御指摘でございましたけれど、主に茶畑については、有力な茶生産農家が、ちょっと定かではないが全体の70%ぐらいの面積を引き受けて、一生懸命経営に当たっておられるという現実がございます。こういった方々は、高齢といってもまだまだ働ける年代でございますので、そういった方々の努力に対しても報いておると思っております。

それから、五加茶生産組合、東白川製茶組合、これらはそれぞれの方法によって販路開拓をしていかれる。これについて要望を伺っておりますので、28年度についても支援をしていきたいというふうに思っております。

それから、農業公社につきましては、何よりもまずライスセンターの受け皿のことについて、農協とのいろいろな協議の中で、設置は農協が事業主体でやるということになりますが、その運営については地元でやってほしいという条件があります。このための受け皿をつくることを考えたときに、新世紀工房の今のスタッフで、あるいは新世紀工房の中でそれをやるというのは、大変課題であろうという私の判断で、一番の理由として、まずライスセンターの運営をできる会社をつくるということが一つの目的であります。これは待たなしでございまして、今年度もようやく機械の故障を何とかクリアしながらできたということでございますし、御承知のとおり、地元にはそういった業務をやってみえる民間の事業者さん等もございますので、そこの方々とも協議をしながら28年度の米づくりについて万全を期すために、早期にライスセンターの機械の更新事業を実施するためのまず一番最初の事業に、この農業公社が当たるという形になるということでございます。あわせて新世紀の経営改革も重要な課題でございますので、そのための一つの手法等も考えて、農業サポート部門を次の会社に引き継いでいく、こういう思いで今準備をしているところでございます。

それから、中山間地域の農業の重要なことは、県のほうも来年度から32年度までに実施を予定しています。ぎふ農業・農村基本計画の中で、先般農業委員会の会長の代表者会議がございまして、資料をいただいてまいりましたが、岐阜県は人口で約26%、これが中山間地域の占める割合、農地では50%というデータがあるということでもあります。県としましても、ここはおろそかにしませんよという前提条件で、この計画ができておるといふ説明でございました。

また、今御指摘がありましたTPP協定に関する対策もしっかりと県もとっていくということで、県のこういった対策も受け皿として、市町村もしっかりとやっていかなきゃいけないと考えております。

それから、今の集落営農の経営状況については、私のほうへは公式的な報告はまだ来ておりませんので、状況については産業振興課長が答弁をさせていただきたいと思っております。

○議長（服田順次君）

産業振興課長。

○産業振興課長（樋口章久君）

それでは、6番議員さんのことしから始まりました集落営農の経理の状況ということで報告をさ

せていただこうと思います。

ただいま、それぞれの協定集落で経理をしており、集計をしておる状況でございます。来年1月に総会がありますので、そのときに細かな数字が発表をされるということですので、発表されたと同時に皆様方にもお伝えをしたいというふうに思っております。今のところ、細かな数字はまだつかんでおりませんので、今の段階では報告できないという状況です。

ただし、ことしの稲刈りの時期に大変雨が降って天候が悪くて、倒れた水田がありました。個人の水田ではそれぞれ個人で対応された。また、そのまま農業共済にかけられたという水田もありましたけれども、特に親田の協定集落では、農家の方が出合って、手作業で刈られたということを知っております。そうした意味で集落営農が目的とする荒廃農地の防止の意欲が向上したんじゃないかなあと。そこにいい影響があったんじゃないかなというふうに考えております。以上でございます。

○議長（服田順次君）

村長。

○村長（今井俊郎君）

もう1つ質問がございまして、ゾーン分けの話でございますが、茶畑の景観を守るということについては、美しい村の加盟要件、これは重要なファクターでございますので、特に蟠龍寺跡の大沢一帯の茶畑については、今協議を既にさせていただいておりますが、太陽光等を設置されるような要望があった場合は、必ず村へ御相談いただくような協定を地域の皆さん方としたいなという形で今進めております。

それから、新規作物の奨励については、園芸振興会ですとか、あるいは営農集落の分野でそういった新商品のための試験的な試みについては助成をしていくという考えで、来年度の予算の中でしっかりと組み立てをして、今、新しい作物に挑戦をしている方もありますし、園芸振興会もこの前ジネンジョという形で、紹介がテレビで放映されて話題になったところではありますが、そういった動きで進んでおりますので、これからも進めてまいりたいというふうに思っております。

また、東白川製茶については、新しいお茶の販売方法についての研究をしたいという御提案もいただいておりますし、五加茶生産組合は従来どおりの無農薬栽培のお茶を伸ばしていくという販売促進のための要望をいただいておりますので、それに対して助成をしっかりと、地域おこし協力隊等も活躍をしていただきながらやっていきたいというふうに考えております。以上です。

〔6番議員挙手〕

○議長（服田順次君）

再々質問、6番 今井保都君。

○6番（今井保都君）

再々質問ですので答弁は結構でございますけれども、今まで村の農業に対する取り組み、補助金を見ても多額の補助金を今日まで出していただいております。このことは、大きな意味でいえば食料を守り、国を守るための投資ではないかなあとというふうに私は理解しております。また、今後食

料の自給率を上げるためにもなくてはならない補助金ですので、行政の方々にはどうかその辺を御理解していただきまして、よろしくお願いを申し上げまして質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（服田順次君）

次に、1番 今井美和君。

〔1番 今井美和君 一般質問〕

○1番（今井美和君）

子宮頸がんワクチンについてと、ピロリ菌検査の補助について質問いたします。

子宮頸がん予防ワクチン、この名前を知らない方は少ないと思います。2010年から国の方針で、おおむね中学1年から高校1年の女子を対象に無料で接種されています。村でも接種が行われています。しかし、接種当初からワクチンの副反応と思われることが問題となっており、現在厚生労働省は勧奨をやめております。

子宮頸がんは、ヒトパピローマウイルスというウイルスによって発症します。このウイルスは主に性行為により感染し、ウイルスの100種類以上ある型の中でがんになりやすい16型と18型に効果があると言われています。今、女性のがんで乳がんにつき2番目に多いものが子宮頸がんです。

ワクチンには2種類あり、サーバリックスというワクチンの場合は、最初の接種から2カ月で2回目、次が半年あけて計3回接種するものです。効果があると言っているのですが、不思議なことにこの子宮頸がん予防ワクチンの厚生労働省のチラシには、この子宮頸がんワクチンは新しいワクチンのため、効果があるかは証明されていませんと書かれています。この子宮頸がんワクチンの接種に現在村はどう対応しているか。副反応と思われる症状が出たことで、今まで接種した村の女子たちは大丈夫なのか、調査はしているのか、村長に伺います。

続いて、ピロリ菌の検査の補助について質問いたします。

胃の中に住み着くヘリコバクターピロリ、通称ピロリ菌。胃がんの99%はピロリ菌感染がベースにあると言われています。ピロリ菌の感染ルートは以前は水からと考えていましたが、現在は口から口感染と考えられるようになり、主に親子感染、母子感染と言われるようになっております。

ピロリ菌は胃の中に住み着き、潰瘍や胃がんの発症がしやすい環境をつくり出します。その発症しやすい環境に何らかのリスクが加わるとがんになります。ピロリ菌がいるとがんになりやすい。しかし、ピロリ菌がいても成人までに除染することができれば、胃がんのリスクは極めて少ない。さらにピロリ菌に未感染ならば、胃がんのリスクはほとんどないと今は言われるようになっております。

この怖いピロリ菌の検査と除染の補助がことし10月から中学2年生、今年度に限り中学3年も対象にできるようになりました。胃がんのリスクを減らすこともできるうれしい補助です。この補助について、詳しく説明をしていただきたいと思います。

○議長（服田順次君）

村長 今井俊郎君。

○村長（今井俊郎君）

今井美和議員の質問にお答えをします。

初めに、子宮頸がんワクチンについての質問にお答えをします。

子宮頸がんワクチンが定期予防接種の1つであることには変わりはないのですが、平成25年6月14日に国からの指示で予防接種の積極的接種勧奨を差し控えることとなっています。したがって、対象者に対する個別通知やCATVでの広報は行っていません。しかし、希望者にはいつでも予防接種が受けられるようにワクチン等の準備はしています。また、個別の相談にも随時応じています。なお、個別通知等を今まで控えてきたために、子宮頸がんワクチンの存在そのものを知らないという方があるかもしれませんので、今年度末までに子宮頸がんワクチンがあるということをお知らせする案内を行う予定であります。

次に、接種状況についてお答えをします。

平成23年の開始から現在まで対象者103人に対して66人が接種を完了しています。ほかに1人は接種が未完了の方がございます。約64%の接種率です。厚生労働省が効果があるか証明できていませんとしていることについては、医学的に効果があることはわかっておりますが、子宮頸がんは数年から数十年にわたって持続的にヒトパピローマウイルスに感染した末に発症すると言われていたため、このワクチンが新しいワクチンなので、まだ効果が証明されていないわけであります。子宮頸がんを発症した人がワクチンを接種していたかどうか、あるいはワクチンを接種した人での追跡調査、これらがある程度のデータとして予防学、疫学上の効果が確認できるまでは効果があると証明できない、そういう意味であると思えます。

次に、全国で副反応の症例が出たことで、今まで接種した村の女子たちが大丈夫なのか、調査はしているのかという質問に対してでございますが、予防接種を受けた際、発熱や接種したときはれや痛み、恐怖・興奮をきっかけとした失神などの副反応があった場合は、法に基づきその内容について報告することが義務づけられております。本村では、今まで接種した人に1人ずつ文書での調査はしていませんが、本人や医療機関からの副反応の報告はありません。ちなみに、村では診療所でワクチンを接種する場合には、突発的な副反応に対応するため、助産師が必ず付き添います。また、接種後の体調について聞き取りなどをしてフォローアップをしていますが、今のところ重篤な副反応の報告はありません。ただし、子宮頸がん等ワクチン接種緊急促進事業に基づく接種に係る医薬品副作用被害救済制度の請求期限は順次到来をしておりますので、今月号の広報でこの制度のチラシを掲載し、周知を図るよう手配をしております。

次に、ピロリ菌検査料の助成事業の内容についてお答えをします。

今井美和議員の質問のとおり、ピロリ菌は主に胃や十二指腸などの病気の原因になり、そのピロリ菌は子供のころに感染し、一度感染すると、多くの場合除菌しない限り胃の中に住み続けます。そこで、早期に発見して、多くの方が胃がんになるなどのリスクを少しでも排除したいという思いから、診療所の北川所長からの提案があり、この中学生を対象にピロリ菌検査と検査結果後の治療費を助成することとしております。中学生を対象にした理由は、若年でのピロリ菌持続感染は、12

歳前後までに感染すると言われておりますが、早期の除菌を行っても再感染を起こす可能性があること、また高校生になると、ほとんどの子供たちが親元を離れて暮らすため、検査や治療を受ける機会をなくしてしまうことがあることから、中学生を対象といたしました。

次に、2年生を対象にしたのは、仮に陽性反応が出た場合、除菌治療を行うわけですが、除菌判定後、服薬後に半年程度の間隔が必要であります。入学、卒業、受験などの学校行事に支障がない2年生が望ましい点であります。なお、この助成制度の初年度であります27年度については、中学3年生も対象にして行いました。

次に、助成内容でございますが、全員対象となる初回の検査料3,300円を補助いたします。

次に、検査結果により治療が必要な生徒については、ピロリ菌を除菌するための薬代4,550円と投薬から半年後に行う再検査費用5,790円を村から補助をいたします。なお、今年度は既に検査を終了し、中学校を通じて個別に検査結果が通知されております。

以上で、私の答弁といたします。

〔1番議員挙手〕

○議長（服田順次君）

再質問、1番 今井美和君。

○1番（今井美和君）

村長の言われたとおり、子宮頸がんワクチンというものは、最近は全く対象の方、または対象の方でも打たないほうが良いというような認識でいます。でも、今後対象となる女子や保護者の方にわかりやすい説明を今後していただきたいと思います。

ピロリ菌の補助に関しては、胃がんのない村を目指すすばらしい取り組みだと思います。私も昨年ピロリ菌検査をして見付き、除染いたしました。怖い菌なので、今回中学2年生が対象なんです。これをきっかけに保護者、祖父母の方々にもピロリ菌に興味を持っていただけるといいと思います。

そこで、今後、一般の方への検査の補助などは考えていらっしゃるのか、お聞きしたいと思います。

あと、それからもう一つ、今回今村長が言われましたように、中学2・3年が10月に検査を行い、11月に結果をもらったそうです。保護者の方から聞いたのですが、その結果の出し方が検査用紙1枚だけで何の説明もなかったそうです。こういう病院から配られる検査用紙なんですけれども、村の大事な補助なので、最後まで丁寧に説明がされるといいと思いますが、こういう対応についても村長はどうお考えかお聞かせください。

○議長（服田順次君）

村長 今井俊郎君。

○村長（今井俊郎君）

子宮頸がんワクチンについて、最近のニュースで名古屋市がアンケート調査の結果がまとまったということで、7万人の追跡調査が出たということで、その後の重篤な副反応についての因果関係

は疫学的にはまだ証明ができない状態だというニュースが流れておりました。したがって、まだ慎重な対応が必要だと考えてはおります。

それから、ピロリ菌についての質問で、初めに一般の方への検診をどうするかということにつきましてですが、実は今度中学生に行った検査以外にも、血液検査の中でピロリ菌の抗体検査をする方法があります。こちらはそんなにたくさんの金額がかからないということでございますが、ただしこれはピロリ菌があるかどうかというだけでの検査であって、成人に対して行う場合、このことによって胃がんの予防が、ないから大丈夫だと思われてしまうことのほうが怖いという医師の見解もございまして、現在は慎重に対応すべきだろうと考えております。

私どもの村には診療所もあり、医師もおり、そして保健師もございますので、このことについての医学的な証明といえますか、必要性が出た場合には、専門のところで検討した結果、がん検診の中でやると、がんの検診と間違えられるということがありますので、慎重に対応をしなきゃいけないと思います。ただし、一般の方が保険適用で受ける方法もございます。これは、ただし胃カメラとセットで、これは本当がなが心配な場合にはそのことを伝えていただき、胃カメラをやって、そしてピロリ菌があるかどうかの検査をあわせてやると保険が適用されるということでございますので、健康維持のため、がん撲滅のためにはそちらの方法のほうが成人にはお勧めができるというのは医師の見解でございます。健診ですけど、一般向けの中に入れるかどうかは、これから保健医療部門で検討をしてみたいと考えております。

それから、この結果を返すことについて御父兄の方から御指摘があったということで、養護教諭から通知をしていただくということにしまして、そのときにここにマイナスが書いてあれば心配ないよということも言ってくれたのではないかとってはおりますが、行き届かない点があったということならば、今後、一度状況を聞きまして、検査結果を返すときには親切な説明をするように指導をしてみたいと思います。

実は、陽性反応も何人かございましたので、この生徒については十分その辺は気を使って養護教諭から直接個人に対して説明をして、通知をして、除菌を受けるような指導をしたということでございます。

〔1 番議員挙手〕

○議長（服田順次君）

1 番 今井美和君。

○1 番（今井美和君）

なかなかこういう補助って、関係者しかわからないことがあるので、こういった取り組みをやっているんだよということを村も十分これからも説明をしていっていただきたいと思います。以上です。

○議長（服田順次君）

ここで10分間暫時休憩としたいと思います。11時から再開したいと思いますので、よろしく願いをします。

○議長（服田順次君）

それでは、休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、2番 今井美道議員。

〔2番 今井美道君 一般質問〕

○2番（今井美道君）

災害時のボランティアの受け入れ体制とボランティアコーディネーター育成について、質問をいたします。

1995年1月17日、阪神淡路大震災が起きました。この被害に対して発災直後から多くの人々が駆けつけ、ボランティアとして救援活動に携わりました。兵庫県の統計では、1年間で延べ約138万人が既存の対応主体の限界を補う被災者・被災地の支援を行いました。1995年はボランティア元年と呼ばれ、各地の災害では必ず災害ボランティアの姿が見られるようになり、2011年の東日本大震災では112万人、2005年長野県集中豪雨では1万人、2002年7月台風6号による大垣市での水害では約1,000人の支援活動参加が報告されています。

一般に災害被害の軽減は自助・共助・公助の効率的な組み合わせで実現され、平常時、災害発生時、発生後に分類されます。9月議会では、自助の平常時の観点で質問いたしましたが、今回は災害発生時からの共助、災害ボランティアの方の善意やマンパワーをどれだけ最大限に生かし、支援活動を迅速に、またスムーズに展開するかという意味合いで質問をいたします。

近年、大規模災害が発生すると、ボランティアが多数やってくることは言うまでもありませんが、あすやってくるボランティアの数、あす届く物資の量など、計算できない部分も多い中、誰がそのコーディネートをやめるのか、ボランティアセンターを設置するのか、多くの予想される問題が存在します。過去には被災者支援は行政が行うとして、災害ボランティアセンターの設置を拒み、支援活動がおくれた地域があったとの分析もあります。公平性を重んじる余り、物資の分配がおくれた行政主導の避難所であったり、個人宅の中で行う家具の搬出や清掃など、マニュアルを重視し、臨機応変さに欠けたのではないかとといった報告もあります。

都道府県レベルでは、災害ボランティアについて理解して準備してあるところは多いのですが、市町村については、防災マニュアルに災害ボランティアという単語さえ出てこない自治体もあり、災害ボランティアの受け入れは福祉関係の部署と社会福祉協議会が行えばよいとして、行政でコーディネートできると考えている自治体が多く存在します。しかし、この東白川村で大規模災害発生となったときには、行政職員、消防団員、自主防災会の方々も被災者となることも多く、人数が減った中でボランティアの対応まで余裕があるかという点も考えなければなりません。現在、岐阜県内の市町村には、行政に近い社会福祉協議会を中心とした各種ボランティア団体のネットワーク化が進められる災害マニュアルを作成した自治体もあります。

平成24年に、第3回防災マップコンテストで東白川村が審査員特別賞を受賞した災害時要援護者避難プロジェクトが官民協働で取り組まれ、これを踏まえ多面方向から考えられた防災、減災に最大限に配慮した防災マニュアルであると思います。

ここで、いま一度、災害ボランティアの説明をさせていただきますと、大規模災害発生時に被災地などのボランティアをしてほしい人とボランティアをしたい人をつなぐ機能を持ち、一般的に地震なら72時間、水害なら水が引いた後に設置され、最近では発災から即日、翌日と迅速に設置される傾向にあります。市町村役場や社会福祉協議会に設置されることが多く、最近では設置されるとホームページが立ち上がり、その所在をどこからでも確認できるようになっています。

まず1点目に、当村の防災マニュアルにおいて、現在ボランティアセンターの開設、災害ボランティアの受け入れ、ボランティアコーディネーターの位置づけがどのようになっているか伺います。

また、今年度、社会福祉協議会主催で防災士の資格を持った職員による防災講座が行われたことは、とてもいいことだと思います。防災士、災害ボランティアコーディネーターは国家資格ではありませんが、現在は広く認知されています。

2点目に、こういった十分な知識、意識、技能を持った地域社会における防災リーダーの養成や育成について、村長のお考えをお伺いします。

○議長（服田順次君）

村長 今井俊郎君。

○村長（今井俊郎君）

今井美道議員の御質問にお答えをします。

災害に強い美しい村を目指す、これは私の村政運営方針の基本方針の一つであります。昨年度から自主防災会の組織体制の強化、集落ごとの防災用備蓄倉庫の整備と消耗品類の整備、指定避難所の整備、ヘリポートの整備、消防団の設備や体制強化など、積極的に取り組んでいるところでございます。

今回、御質問の災害ボランティアの受け入れ体制の整備も重要な観点であります。現在、東白川村地域防災計画については、この9月8日に東白川村防災会議を開催し、改定内容について検討を行っていただいたところです。会議で、岐阜県や可茂消防事務組合、村内の委員の皆さん等の御意見を集約し、現在全面改定作業中であります。

その防災計画における災害ボランティア等の位置づけについてお答えをします。

まず、ボランティアセンターの開設については、第16節、ボランティア活動の環境整備計画で主要な事項を定めております。前文で、ボランティアの重要性や必要性についてうたうとともに、日本赤十字社岐阜県支部や社会福祉協議会、ボランティア団体との連携の強化に努めることとしています。ボランティアセンターの開設については、第4項で、村は社会福祉協議会と連携してボランティアセンターを設置し、広報啓発・福祉教育・養成・研修・受け入れ側との連絡調整等を行い、ボランティア活動の推進を図る。なお、村はボランティアセンターの設置・運営について指導及び支援を行うと明記しております。

次に、災害ボランティアの受け入れについては、ボランティアの組織化の推進と、災害救援ボランティアの登録について、第2項及び第3項において、村は社会福祉協議会が行う迅速かつ円滑な災害救援ボランティア活動を可能にするため、そのための受け入れ体制づくりにおいて、指導及び支援を行う。またボランティアの登録状況について把握しておくとなっております。実際、社会福祉協議会やボランティアの登録と、登録による活動要請を行うことを定めています。また、第5項でボランティア活動の拠点の整備について、村は災害救援ボランティア活動の拠点となる施設の確保と、必要な情報を適宜、設備等の整備を図るとしております。

次に、ボランティアコーディネーターについてですが、第4項2で、ボランティアコーディネーターの育成について、村はボランティア関係団体と相互に連携し、災害時のボランティア活動が円滑かつ効果的に行われるようボランティアコーディネーターの育成に努める。そして、村及び社会福祉協議会はボランティアコーディネーターの育成について指導及び支援を行うとしております。

この地域防災計画を受けて、社会福祉協議会の取り組みについて、説明をいたします。

本村の社会福祉協議会は、岐阜県社会福祉協議会並びに可茂地区社会福祉協議会と災害時における相互支援の協定を締結しております。現実には災害が起きたときは、この協定により相互支援としてボランティアセンター設置運営の支援、ボランティアコーディネーター、要援護者のニーズ把握、日常業務の支援、以上について経験や資格を持った職員の派遣が受けられることになっており、迅速に災害対応が可能となっております。

村の社会福祉協議会では、2名の職員がこのボランティアコーディネーターの資格を有しておりますし、東日本大震災の折には、県社協の要請により、岩手県の大槌町へ交代で1週間ずつ派遣されており、ボランティアセンターで経験を積んでおります。

しかし、この分野への対策はおくれておることは事実であり、村内でのボランティア登録も今年度から始めたばかりであり、登録者も10名まで達していないのが現状でございます。今後、この防災計画を受けて、災害ボランティアの受け入れ、ボランティアセンターの開設、ボランティアコーディネーターの育成について、防災マニュアルを定めるとともに、防災訓練のときに実際の災害に備えたボランティア受け入れ訓練を実施していかなければならないと考えております。

次に、防災リーダーの育成についての御質問でございますが、現在、東白川村では、防災士は今井議員も含めて3名の登録者があると認識しております。

防災士は、議員御指摘のとおり、自助・共助・公助を原則として阪神淡路大震災を教訓に生まれた制度で、社会のさまざまな場で防災力を高める活動が期待され、そのための十分な意識と一定の知識・技能を習得した上で、日本防災士機構が認証した資格を有した人となっております。現在全国で10万人に到達したということでございます。防災士の役割は、平常時は自分の身の回りや家庭の防災・減災対策の実施、地域や職場における防災意識の啓発活動、防災力向上講座などを開設したのもこの活動によるところでございます。訓練や研修などの実施や参加、そして災害時は消防や警察、自衛隊など、公的支援が到着するまで被害の軽減を図り、消火活動や救出活動、避難誘導などを行う。災害発生時は、自治体などの公的組織や防災ボランティアと協働し、避難所運営や被災

者の支援活動を行うとされておるところでございます。

議員御指摘のとおり、防災士やボランティアコーディネーターなどの人的防災力の強化は大変重要なことであると認識し、社会福祉協議会や役場職員においてもその知識と技術を習得する資格取得について啓蒙・普及していく必要があると認識しております。また、民間ボランティアの育成についても、今後積極的に進めていく必要があると考えておるところでございます。以上で答弁いたします。

〔2番議員挙手〕

○議長（服田順次君）

再質問、2番 今井美道君。

○2番（今井美道君）

災害は、いつどのような規模で起こるかわかりません。減災であったり、少しでも早く住民がもとの生活を取り戻すための仕組みという部分で、ハード的な部分もそうですが、生活を取り戻すということについては、こういった人的なものはとても必要で、今村長の答弁からもその辺の必要性はこちらも受けられるという形の答弁をいただきました。

先ほど、村長が言われましたように、防災士というのは現在11月末で10万人の大台ということで、これは民間資格ということで、公的資格になるのではないと言われてつつ民間のままでずっときて、これだけの人数になっておるんですけれども、ボランティアコーディネーターというのも資格ではなくて、名乗ってしまえばボランティアコーディネーターということなんですね。ですけど、岐阜県などの行政や協会の行う講習会、そういうものを受けた方がコーディネーターとほとんど名乗られるということだと思んですが、私は10年ほど前になるんですが、商工会の青年部長をやっておるときに、商工会と社協向けの講習会ということ岐阜県が企画したんですけど、ボランティアコーディネーターの養成講座というのを受講したんですけれども、商工会はボランティア精神の塊だろうという意味合いで社協と商工会ということで、そういった枠組みだったんですが、そのときは東白川の辺からはほかにどなたも見えていなかったということなんなんですけれども、先ほど、防災士の人数であるとか、そういったものは村長さんも把握しておっていただくわけなんですけれども、ちょっとお聞きすると社協の方は社協の組合のほうで派遣をしていきなさいよということもあったんですが、これは防災士の受講費用というのは、お聞きになったかもあれですけど、講習会を受けます、受験をします、登録します、登録するときには、救命救急講習の受講も義務づけられております。登録費用だとか、継続費用などを見ると、6万円ほどかかるんですが、特に職員の方で災害ボランティアコーディネーターとかを育成いただけるということですので、6万円ほどかかった上で、また新しい情報を取り入れていこうと思うと、登録したときと毎年の情報だとか、講習会の案内とかが来ない仕組みになっておるんですよ。情報を得たければお金が要するという形なんですけれども、ちなみに近隣の市町村では、防災士の資格に対してですけど、補助内容はさまざまですけど、美濃加茂市、中津川市、八百津町、坂祝町、御嵩町など、多くの自治体が防災士の資格について、補助を出すということを取り組んでみえます。

ちなみにですけれども、岐阜県で行うそういった講習会などのほかでも、東京のほうにある商工研修センターなんかのメニューには、市町村長向けという、部長さん向けの防災研修だとか、担当職員という枠組みでなく、行政の幹部の方がそれぞれの意識を高めてもらう、担当部署でないのに、そういったメニューだとか、こういった地方へ来ていただける出前講座、こういったものなんかは、議会と幹部の職員の方と、目的は一緒ですので一緒に受けるというようなこともできるメニューなんかもございます。

まず1点は、この辺の防災士の資格などについて補助をしていただける考えをこれからしていただけないかなということについてお伺いしたいと思います。

○議長（服田順次君）

村長 今井俊郎君。

○村長（今井俊郎君）

いろいろと情報をお知らせいただきましてありがとうございます。

防災士の資格を取ることによって、地域の人的防災力が上がるということは、明々白々なことでございます。今後、重要なことだと思います。職員、あるいはいろんな団体、職域で、この防災士がふえていくことによって地域の防災力が高まるということでございますので、私の手元に防災士研修センターのパンフレットを持ってまいりましたが、取得までの費用の合計が6万920円ということでございます。これは東京で行われるかもしれませんが、そういった場合、若干の金額がかかるということですので、今後資格取得の助成について前向きな検討ということで、お約束をしてみたいと思います。よろしくお願いします。

〔2番議員挙手〕

○議長（服田順次君）

再々質問、2番 今井美道君。

○2番（今井美道君）

今、取得についてと限定をされたので、いま一度。継続をしていくのにも、特に民間の方より職員の方でこの村の中心になっていかれる方については、情報収集であるとか、そういった意味合いで継続的な費用もかかってきますので、この辺も個人の方に御負担をいただくのかなあという感じなんですけれども、そういった面でもまた行政のほうで見ていただければ、そういった情報が1つなりと入ってくれば、そこから窓口にして、またいろいろな活動なり、新しい情報がどんどん手に入ってくるということも思いますので、よろしく御検討いただきたいと思いますし、災害が起こらない村づくりというものはできませんけれども、災害に強い村づくりは可能で、ハード的な、村長が今行ってみえるさまざまな施策にあわせて、さまざまな準備の一環でぜひ早急な対応を、ソフト的な人的な意識の高まる施策というものをどんどんお願いしていきたいなというふうに思います。

質問を終わります。

○議長（服田順次君）

村長 今井俊郎君。

○村長（今井俊郎君）

資格を取った後の維持・情報収集についても、若干の費用がかかるということですので、まだ私どもはちょっとデータを持っておりませんので、検討させていただき、特に防災面については、村の職員はやはり公助の部分を受け持ってもらいますので、そういう意味では重要なファクターでございますし、一般の方々にも同じような資格を持った方がふえるということが防災力を高めるということですので、今後、制度を検討してまいりたいと思います。

○議長（服田順次君）

次に、3番 桂川一喜君。

〔3番 桂川一喜君 一般質問〕

○3番（桂川一喜君）

予算編成における名目と実態のずれについてという質問をさせていただきます。

農林業を取り巻く環境は、いまだ厳しいものであることは、東白川村に限ったことではありません。産業としての再生を図るために、6次産業化の呼び声もあり、地方創生の柱として重点項目に置かれています。村長方針の中でも農業、林業を村の基幹産業と位置づけ、政策、予算の面においても、力が入っていることがよくわかります。

現在の農林業施策の位置づけは、産業振興の一環になっています。行政区分としての位置づけは仕方がありません。しかし、現在の人口構成比率において、農地や山林の所有的な管理者は高齢者に偏っているのが現実です。村長がなさろうとしている農業や林業の再生ですが、結果としてもたらされる売り上げや利益は20代から50代の現役世代と呼ばれる人たちの雇用につながる可能性を本当に持っているのでしょうか。土地の所有者に対しての利益が発生することを期待するのは可能だと思います。しかし、肝心のU・Iターンを期待する年齢層への利益発生が期待できないとなると、人口増加という目標を達成するのに余り貢献しないことになってしまいます。

村長として村に居住したいと思っている年齢層はどのあたりなのか、その年齢層が移住や帰郷をしてくるために必要な条件とは何なのか、それが果たして農林業の再生でもたらされるものなのかを含めて、それらをいま一度よく見直していただきたいと思っています。人口増加を目指すニュアンスで予算を獲得したものの、実際には現在住んでいる住民への生活充実のために使われる。すなわち福利厚生的な意味に使われる予算が多いように思われます。結婚推進の予算で購入されたカーリングの道具一式が村民のレクリエーションのために使われているという現実がわかりやすい例の一つかと思います。

もちろん、既存の住民の生活のために予算が割かれることは、最も大切だと思います。それは、今まで以上に推進していかれることを望みます。ただし、産業の推進や人口の増加が目的である予算が福利厚生的要素に使われることは、非常に危険なことだと思っています。なぜならば、本来産業振興や人口増加に必要なはずの予算が、事実上目減りしてしまうこと。それから、産業振興と人口増加への取り組みを十分したのだという満足感だけが残ることが懸念されるからです。それに重ねまして、住民サイドから見たときにも、自分たちの生活を支えてくれる予算が出されているのに

もかわらず、名目上不足しているような印象を持ってしまうことも残念でなりません。

来年度予算編成が始まっていますが、名目と実態がずれることのない予算編成をお願いしたいとの気持ちを込めまして、現状の予算や今後の予算において、名目と実態のずれという観点から見た村長のお考えを伺いたいと思います。

○議長（服田順次君）

村長 今井俊郎君。

○村長（今井俊郎君）

桂川一喜議員の御質問にお答えをします。

まず、質問の本質であると感じました予算立案時における名目と実態のずれという観点に対する私の考えをお話しする前に、前段でありました幾つかの桂川議員の御意見に対する私の見解から申し述べさせていただき、答弁を展開したいと思います。

まず、農林業政策など一連の振興対策の効果が現実的には高齢者に偏っているのではないかという御意見です。

この点につきましては、確かに現在村の農林業を支えていただいている方々は、高齢者の方が多いのが現実でございます。議員の御意見のような見方もあるとは思いますが、トマト農家や茶生産農家、林業経営や従事者についても、20代から50代の、議員の言われるところの現役世代の方々も多くおられ、頑張らせていただいていると思っております。この方々の頑張りに支援を行うことは、非常に重要なことであることは御理解をいただけることと存じます。つまり、高齢者に偏っているとは言えないと思っております。つまり、農業でいえば、新規就農者支援や、さまざまな生産団体への支援策は、Uターン、Iターン者を期待する年齢層へも政策効果が及ぶ施策も実施しております。人口増加に寄与できると考えているところでございます。

次に、人口増を期待する年齢層はどのあたりなのか、農林業の再生政策が移住や帰郷を誘導するような政策なのか見直してほしいという御指摘であります。当然、今度の地方創生の総合戦略において、あわせて作成をいたしました人口ビジョンにおいて、東白川村は若者世代や子育て世代の増加、出生率の向上を目指した人口ビジョンを策定しました。この計画では、その対策として村内での新たな雇用の創出が最も効果的であるとしつつ、通勤可能地域での就業を促進し、村に住んでもらうためのアクセスの向上と住宅事情や居住環境の向上を上げております。ですから、交通政策や道路の改善、情報通信の分野の投資、そして住宅政策、また産業振興政策などが総合的に実施されることにより、目的である人口対策につながると考えているわけであります。

その意味では、農林業の再生は、これらの政策の根幹をなすものと位置づけております。つまり、現在の農地や山林を守り育成することがかなわなかったら、幾ら子育て支援や住宅政策を実施しても、この東白川村の価値が減ってしまうことになり、魅力が半減してしまい、その村には誰も移住してこないと考えるからでございます。幾つかの住民アンケートや村外の皆さんの御意見にも、必ず東白川村の自然を守ってほしいという思いや期待が感じられます。つまり、人口政策として農林業の再生も重要なファクターであると考えているところでございます。

さて、議員がおっしゃいます福利厚生的な意味ということは、狭義の保健福祉や住民福祉分野で用いられる福利厚生という意味ではなく、現在の住民のために使われる予算、こういう解釈であるということで、質問の核心の部分だと思いますが、事務事業予算の名目と実態がずれないようにすべきであるということについての私の考えを述べます。

議員が主張されるのは、どんな事業にもきちんとした政策目標と、それを達成するための手段と、それに要する費用を明確に積み上げて、予算編成してほしいということだと理解をいたしました。このことは、行政として至極重要なことであると思っておりますが、今までには、指摘のあったように、十分な効果を出せずに目的以外に予算が使われたことはなかったとは申しませんが、今度の総合戦略やK P I（重要業績評価指標）による検証を求めていることと相通じるものであると思います。本村ではまだ実施しておりませんが、大きな自治体では既に民間による事業検証制度を導入している自治体もあり、今後検討をしていく必要があると思っております。

しかし、高校生通学支援や就学支援をすることにより人口の流出を防ぎ、一定の経済効果や地域の活性化の一助とする例のように、政策によっては複合的な政策といて、あるいは関連性を持って進めることにより、相乗効果を目的とする政策もあるということについて御理解を賜りたいと存じます。

以上で答弁といたします。

〔3番議員挙手〕

○議長（服田順次君）

再質問、3番 桂川一喜君。

○3番（桂川一喜君）

ただいまの答弁を前段と後段に分けてやっていただきましたので、僕のほうも質問のほうを前段と後段に分けさせていただきます。

本質のほうにつきましては、ちょっと後のほうに回しまして、先ほど言われました農業・林業を魅力的なものにすることと、住んでいく人口がふえていくことに関しての僕なりの見解なんですけど、確かにきれいごとと言ったら失礼ですけども、農林業が盛んになることと住みやすさというのが一見リンクしているような言われ方をされました。特に国のほうからも交通でありますとか、情報でありますとか、住居でありますとかを充実することによって、住みやすさを醸し出していこうではないかということとの関連ではありますけど、そのことと景観、もしくは自然が豊かな村であるということは、住んでいる村に対してその周りがきれいであることであったり、環境がいいということは確かに住んでいる人の魅力ではあります。でも、住もうとしているときには、前段にあります住みやすさということは、決して農林業に力を入れたから住みやすくなるのではないと思うのが僕の考えですので、ここを常にリンクし過ぎるといのが僕の懸念なので、アクセス、交通の便、それから住みやすさは単独として提供し、住民の方でも住みやすい村を目指しているんだというところをもう少しアピールをしっかりしてもらわないと、常に農林業とセットで語られるということが、かえって印象について本当の住みやすさが追求されているのかという不安を醸し出しているような

気がしています。

そこで、前段についてはそれだけの考えですが、今度は後段にありました、村長も言われました関連を持たせることが相乗効果としてよくなっているというところに対する疑問が、今回の質問の趣旨でありまして、例えば話で1個出した以外には、例としまして、現状行われていますプレミアム商品券の発行のされ方にあります。村のプレミアム商品券の担当は、林務商工、要は商業をサポートする部門でやられております。でも、受け手である村民のほうでは消費者支援と、要は生活の支援であると受け取られがちで、それについて必ず商工業者、もしくはプレミアム商品券ですと、つちのこ会と住民との間に多少気持ちのずれが出てきます。便宜性を図ってほしいという住民と、収益性、利益性を追求する商業者との間に多少の見解の相違で、せんだって行われました商工会との懇談会においても、そのことについてどうしてもテーマのずれを感じざるを得ませんでした。このときに、結局商業支援で出しているのか、生活支援で出しているのかが曖昧なままでこの補助が出されているということが、こういうものを醸し出して、さっき村長がおっしゃられたように、関連性があるから、必ずしもプラスではなく、関連性があるがゆえに住民にとって理解しにくい点が発生するという一つの例だと思います。

もう1つ例を出しますと、木に対する補助金が前出しました。どういうことかということ、木を村内の必要なところに配っていただくときに、採算性を補助するという形で補助金を出すことで、必要なところに木を配ろうという形で出された補助金がありますが、それがどう使われているかということ、所得補助に使われるために、具体的にいいますと、まきのための木が森林組合から必要だとおっしゃって、そのためになるべく木を搬出しやすい状態で出された補助金が、実は受け手からすると、一旦受け取った補助金は補助金として受けて、それから業務補助として解釈されたために、実は搬出する段階では、自分の好きなところに搬出していくというような、本来村長が考えておられた目的とは違った結果が醸し出されているような気がします。

それから、今後の展開、予算についての話ですと、村長が来年度計画されております医療福祉の人材確保のための奨学金に対する一定の補助を考えておられると思います。これは、実は今までこういう問題が起きると、その次に起きてくるのは、これは子育て支援じゃないかという意見が出てくると、せっかく村長が医療福祉だけに特化して出そうとしているものが、子育て支援と一緒にすることによって、平等に配れという話が必ず後で沸き起こってきます。そのときに、村のほうの考えがしっかり固まっていないとぐらぐらとしまして、じゃあ平等に配ろうか、じゃあ平等に配ると医療福祉のスタッフが確保できない。じゃあ医療福祉にお金を配ろうか、そうするとまた平等性を失うという、その議論の繰り返しが今まで過去にも似たような例が幾つもあったかと思います。それで、先ほど村長が言われた関連性があるからプラスになるという考え方の中に、関連性をそのままほったらかしにしているがゆえにマイナスになる例もあるんじゃないかという観点で、もう一度村長に質問を繰り返させていただきます。

○議長（服田順次君）

村長 今井俊郎君。

○村長（今井俊郎君）

まず、前段の部分についてのお答えになるかと思いますが、これは表現の相違というか考え方の相違といえますか、平行線かなと思いますけれども、私は農林業を振興しないと自然が荒れる。そうすると、今言った環境が荒れる。これはやっぱり地域に住んでみえる村民にとってもすごいマイナスであるし、ましてやよそから来ていただく観光客、あるいは移り住んでいただく方々に対しては負のイメージであるからがゆえに、農地を守るということによる環境整備を考えるわけでありまして、環境を守るために農地を荒らさない。荒らさないためには、経済的価値を生まなければいけないということで、お茶なり木なり米なりをいかに高付加価値をつけて売っていくかという政策にリンクをしていく、私はリンク型の思考をどうしてもとりますので、こういう背景でやっていきます。

ただ、議員がおっしゃるように、そういった政策目的を住民の皆様にしかり説明していく必要は、必ずあります。これは、我々が今まで欠けていたところだという御指摘だと思いますので、今後真摯に受けとめて、あらゆる機会で政策趣旨を説明し、やっていく必要はあると思います。

それから、いろいろな例を出していただいて、リンクしておる目的があやふやになって、間違ったとられ方をするよという御指摘だと思います。これについても、奨学金の例をおっしゃいましたが、福祉政策と将来の雇用のための政策、この2つをどう持つか、子育て支援と福祉とをどう持つかということでございます。政策にはやはり2つの目的を持って実施をするものもありますし、単独ですぱっといきたい、このほうが効果があるという判断も当然あるかと思えます。今御指摘をいただきましたことについては、まだ検討中で、私は将来整備をしてまいります福祉、あるいは高齢者のための医療・福祉のゾーンをつくって、そこに働いていただける人たちがこれから競争になります。獲得が競争になるということですから、そのためにもあらかじめそれで万全とは思いませんが、手を打っていきたいのが1つあります。そして、その職業についていただければ、村では働く場所があるよというのが、一つの大きな環境整備といえますか、人口減少に歯どめをかける政策にもつながるといって考えておるところでございます。これが結果として、子育て支援につながるというのは必ずあると思いますが、今おっしゃったように政策の目的はしっかりと住民の方に説明をしていく必要は、今御指摘のあったとおりだと思います。

いろいろ例をいただきました商品券については、やっぱり担当課を決めてそこでやらないと、行政効率が悪いということがあって、産業振興課の林務商工係で商工会の担当をしている関係があって、そこでプレミアム商品券を出していきますが、4番議員さんの質問にあったように、商品券自体が2つの目的も持っていました。生活支援と、それから消費拡大。こういったことがありましたので、これはどうしても複合的な目的を狙った政策であったかなというふうに思って、結果もそのようになったかなというふうに分析を先ほど答弁させていただいたところでございます。

これらは考え方の違いというところもあろうかと思えますし、目的は一つで全ては住民の福祉、あるいは村が維持されるためのいろんな施策でございますので、目的意識を持ってこれからも予算、施策を立案して、皆さんに御提案をしていきたいと、このように考えます。

以上、答弁とします。

〔3番議員挙手〕

○議長（服田順次君）

再質問、3番 桂川一喜君。

○3番（桂川一喜君）

実は、村長の性格上、皆さんを平等に扱いたいとか、なるべく多くの方々に自分の政策をわかっていただきたいという、この2年間の思いを感じている中で、行政が思っている性格には、住民を常に平等に扱わなきゃいけないという感覚。ただし、財源が不足している、割とお金のない市町村にとっては、平等にお金を配ってしまうと、どうしても1人当たりに配られる金額が少なくなりがちです。そのかわり今度は政策的な意図を持って、要は傾斜配分ですね。ある一定の場所にだけちょっと多目に配るということが、実はお金のない村にとって、非常に今後大切なことになってくると思います。そのときに、なぜあそこには配られてこちらには配られないのかということの説明していくことが当然行政の、もしくは議会である私たちの最大の使命ではないかと思っています。そのときに、ぜひ村長にこれからやっていただきたいのは、バランスのとれたというのは、もう十分目的としてされていますので、バランスだけではなくしっかりとしためり張りのある予算運営もしくは予算執行、予算提案をぜひお願いしたいということ、再度その件についてだけお返事をいただきたいと思います。

○議長（服田順次君）

村長 今井俊郎君。

○村長（今井俊郎君）

至極もつとなことだと思えます。公平は大事なことなんです、公平だけでなくめり張りという御指摘をいただきました。

政策目的についてしっかり説明し、ここに先行投資、あるいは現実に今必要だから救援する、いろいろ政策には目的がございます。そこら辺のところの説明をして、これは先行投資の部分だから効果が出るまで継続して結果を見たいよというようなこともあろうかと思えますし、今ここで困ってみえる方がいるから、そこに福祉的経費を投入するよという考えも必要だと思えます。

私の生活信条も全ての思考の信条がバランス感覚というのが、これは信条で、私の思いでございますので、ここはやはり大事なことだと思っておりますので、個性としてバランス感覚を持ちながら、しかしめり張りということにも留意をしながら、今後の予算編成や事業執行をしていく、そういう御指摘でございますので、謙虚に受けとめてまいりたいと思います。以上です。

○議長（服田順次君）

以上で、一般質問を終わります。

暫時休憩とします。次回はお昼からということでお願いしたいと思います。

午前11時43分 休憩

○議長（服田順次君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

◎承認第 4 号について（提案説明・質疑・討論・採決）

○議長（服田順次君）

日程第 6、承認第 4 号 専決処分の承認を求めることについて、専第 14 号 平成 27 年度東白川村一般会計補正予算（第 7 号）から専第 17 号 平成 27 年度東白川村一般会計補正予算（第 8 号）の 4 件を一括して議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

総務課長 安江宏君。

○総務課長（安江 宏君）

承認第 4 号 専決処分の承認を求めることについて。次の件について急施を要したので、地方自治法第 179 条第 1 項の規定により専決処分をした。右地方自治法第 179 条第 3 項の規定により報告する。よって、これが承認を求める。平成 27 年 12 月 17 日提出、東白川村長。

記 1. 平成 27 年度東白川村一般会計補正予算（第 7 号）（別紙）。

2. 平成 27 年度東白川村簡易水道特別会計補正予算（第 3 号）（別紙）。

3. 東白川村税条例等の一部を改正する条例の一部を改正する条例について（別紙）。

4. 平成 27 年度東白川村一般会計補正予算（第 8 号）（別紙）。

専第 14 号 平成 27 年度東白川村一般会計補正予算（第 7 号）。

平成 27 年度東白川村一般会計補正予算（第 7 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）第 1 条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 122 万 6,000 円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 26 億 4,286 万 3,000 円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

以上、地方自治法第 179 条第 1 項の規定により専決処分する。平成 27 年 9 月 24 日、東白川村長。

2 ページの第 1 表から 5 ページの補正予算事項別明細書の 1. 総括の朗読を省略し、7 ページの 2. 歳入から御説明を申し上げます。

9 款 1 項 1 目地方交付税、補正額 122 万 6,000 円の追加。これは、地方交付税、普通交付税でございます。

3. 歳出。

4 款 1 項 5 目環境対策費、補正額 66 万 5,000 円の追加。28 節繰出金でございます。これは、簡易水道特別会計への繰出金で、運営費分でございます。

6 款 1 項 3 目農業振興費 54 万 1,000 円の追加。19 節負担金、補助金及び交付金で茶業振興対策事業の茶販売拡大対策支援補助金ということで、前回の全協で説明をさせていただきました 10 月 3 日

から7日にかけて、海外進出市場調査費用に要した費用でございます。

7款1項2目地域づくり推進費、補正額2万円の追加。9節旅費で地域おこし協力隊事業費のうち、協力隊員が海外進出調査に出向いたときの費用弁償でございます。

以上について、一般会計専決したものでございます。

○議長（服田順次君）

建設環境課長 小池毅君。

○建設環境課長（小池 毅君）

専第15号 平成27年度東白川村簡易水道特別会計補正予算（第3号）。

平成27年度東白川村簡易水道特別会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）第1条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ66万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億9,456万9,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第1表 歳入歳出予算補正」による。

以上、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分する。平成27年9月24日、東白川村長。

2ページの歳入歳出予算補正から5ページの歳入歳出補正予算事項別明細書の朗読を省略させていただきます。7ページの歳入から説明をさせていただきます。

2款1項1目一般会計繰入金、補正額66万5,000円。これは一般会計繰入金運営費分でございます。

3. 歳出。

1款1項1目一般管理費、補正額が66万5,000円。これは、公課費としまして消費税の納付金でございます。平成26年度の簡易水道特別会計の決算確定後におけます消費税の増額によりまして、当初予算より増となったことから、現予算不足及び消費税の納付期限が9月末であるということから、専決補正をさせていただくものでございます。以上です。

○議長（服田順次君）

村民課長 今井義尚君。

○村民課長（今井義尚君）

専第16号、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分をする。平成27年10月1日、東白川村長。

1. 東白川村税条例等の一部を改正する条例の一部を改正する条例について。

次のページから2ページ目まで東白川村税条例の一部を改正する条例を上げておりますけれども、別添に新旧対照表を添付しておりますので、新旧対照表に基づきまして、説明いたしたいと思いません。

東白川村税条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例。

第1条のうち村条例第2条第5号中及び同条6号中の改正規定を削り、納付書、納入書の用語について、マイナンバー法による改正規定中であつたものを地方税法施行規則の一部を改正する省令

により、第1様式が規定されたため、改正規定中だったものを削るものでございます。

今回の改正規定につきましては、地方税法施行規則の一部を改正する省令が、平成27年総務省令第85号が平成27年9月30日に公布されたことに伴いまして、6月の定例会におきまして御承認をいただきました東白川村税条例等の一部改正の中で施行期日がまだ来ていない改正規定中条例の一部を改正するものでございます。主な改正点につきましては、個人及び特定法人その他の団体を識別するための番号として規定するため改めようとするものでございます。

次に、同条第28条の2第9項中「法人番号」の下に「（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第15項に規定する法人番号をいう。以下村民税について同じ。）」を今回加えるということで、この条文は、村税の申告書、賦課調書についての規定について、マイナンバー法による特定の法人、その他の団体を識別するための番号として規定するため、改めようとするものでございます。

次のページに行きまして、同条42条の6第1項第1号の改正規定中の「）又は法人番号」の下に「（同条第15項に規定する法人番号をいう。以下固定資産税について同じ。）」を加える。これは、マンションなどの建物の場合、占有部分と共有部分が存在しますが、その評価のための補正方法として規定しております。特定の法人、その他の団体を識別するための番号として規定するため、改めようとするものでございます。

次に、同条71条第2項第2号の改正規定中「いう。」の下に、「以下この号及び」を、また、「）又は法人番号」の下に「（同法第2条第15項に規定する法人番号をいう。以下この号において同じ。）」を加えるということで、この条文につきましては、軽自動車の減免について規定しております。字句の追加と特定の法人、その他の団体を識別するための番号として規定するため、改めようとするものでございます。

次に、同条第142条の3第2項第1号の改正規定中「）又は法人番号」の下に「（同条第15項に規定する法人番号をいう。以下この号において同じ。）」を加えるということで、これは特別土地保有税の減免を規定している特定の法人、その他の団体を識別するための番号として規定するため、改めようとするものでございます。

次に、同条第151条第1号の改正規定中「いう。」の下に「以下この号において同じ。」を、「）又は法人番号」の下に「（同条第15項に規定する法人番号をいう。以下この号において同じ。）」を加える。この条文につきましては、入湯税に係る特別徴収義務者の経営申告についての住所及び氏名または名称を規定しております。これらの字句の追加と特定の法人、その他の団体を識別するための番号として規定するため、改めようとするものでございます。

次に、附則第1条第4号中「第2条第3号及び4号、」を削る。この附則では、改定規定中の施行期日を規定しているものですが、今回の改正規定により削るものでございます。

以上でございます。

○議長（服田順次君）

総務課長 安江宏君。

○総務課長（安江 宏君）

専第17号 平成27年度東白川村一般会計補正予算（第8号）。

平成27年度東白川村一般会計補正予算（第8号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）第1条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ17万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ26億4,303万8,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第1表 歳入歳出予算補正」による。

以上、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分する。平成27年11月11日、東白川村長。

2ページの第1表の朗読並びに5ページの事項別明細書の1. 総括の朗読を省略し、7ページの2の歳入から御説明を申し上げます。

9款1項1目地方交付税、補正額17万5,000円の追加。普通交付税でございます。

3. 歳出。

2款1項6目企画費、補正額が17万5,000円。11節の需用費で、修繕料、平地内の危険廃屋の対策費ということで、地元の方から落下物がある通報があり、これへの対応として簡易なネットによる防止対策を急遽させていただいたものでございます。11月11日付で処分したもので、以上、お認めいただきたいと思っております。

○議長（服田順次君）

これから質疑を行います。

[挙手する者あり]

3番 桂川一喜君。

○3番（桂川一喜君）

専決の一般会計の補正についての8ページに当たる部分の地域おこし協力隊事業に対するの支出についてなんですけど、今回の説明で、ここで地域おこし協力隊の事業を実は専決で処分をやるというのは、結構命にかかわるとか、そういうものではないものがこうやって出てくるんですけど、専決で出ることに対しては反対ではなくて、そうじゃなくてその逆のことを質問したいんですけど、もともと地域おこし協力隊というのは、もう少し自由に活動するために、しっかりした軍資金を持たせて、その軍資金の範囲内でしたら自由な活動を行わせるべきじゃないかと思うところで、しっかりした予算が立てられていないために、こういう突発的なものに対応できずに専決であったり、人件費の補正はちょっと別としましても、直接事業費の補正がこのように出てくるということに関して、元来もう少し地域おこし協力隊にはあらかじめ自由に使える予算というのを持たせるということを説明かお考えをお伺いしたいんですけど。

○議長（服田順次君）

村長 今井俊郎君。

○村長（今井俊郎君）

今回の2万円の補正というのは、中国の展示会への旅費が不足したために専決させていただいた

んです。議員おっしゃるとおり、ことしから募集しました3名の地域おこし協力隊は、前の2人とは違って、ある程度自由な地域おこし協力隊本来の目的のための活動をするということで、今いろいろ活動をやっておっていただく趣旨は、議員もおっしゃるとおりで、そのための予算を確保していきたいなと思っておるところですが、今回はたまたま海外出張ということで、旅費という項目がどうしても不足したために補正をさせていただいたというところがございます。おっしゃるとおり、地域おこし協力隊は新しい目、よそから来た人の目、そういった形のことを村政に生かすというような大きな目的がありますので、今非常に活発に毎週のようにミーティングをやったり、それぞれ違うところへ、言葉は悪いんですが、首を突っ込んだり、出かけたりというようなことで、活発に活動しておってもらいます。一定の予算的な節度は必要かと思いますが、なるべく自由に活動していただくようにしています。今月の終わりに長野のほうでそういったサミットみたいなものがあるということで、これへも参加できる人は参加をするというような出張命令の決裁をけさしたばかりなんですけれども、活動は非常に活発に行われていることを報告して、回答にかえさせていただきます。

[挙手する者あり]

○議長（服田順次君）

3番 桂川一喜君。

○3番（桂川一喜君）

実は、この地域おこし協力隊事業につきましては、隣の白川町さんが割とうちに比べると少し先進的なイメージを持っておりましたが、先だって白川町のある議員さんからお話を伺いましたら、白川町ですら地域おこし協力隊が実際に活動しようと思ったときの軍資金が十分持たされてなくて、意外と予算的なブレーキがかかって、やりたいことができないということを伺いました。ですので、あの白川町ですらそんな状態ですので、ぜひ東白川のほうは前向きに検討していただきたいと思います。

○議長（服田順次君）

村長 今井俊郎君。

○村長（今井俊郎君）

今、お答えしましたように、一定の財政上の枠というのはあるので、その中でということになりますけれども、こういったように突発的に起きてくることもあるわけですね。これは地域おこし協力隊に行ってもらいたいなあというようなときには、どうしても既存の予算では対応できないこともあります。そのときも前向きにこういう形で予算を用意して、活動させるようにしたいというふうに思っていますので、海外出張というのはそういう形であります。今後とも活発な活動のための予算としては、しっかりしていきたいと思っております。

○議長（服田順次君）

ほかに質疑はありませんか。

[挙手する者なし]

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

[挙手する者なし]

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、専第14号 平成27年度東白川村一般会計補正予算（第7号）から専第17号 平成27年度東白川村一般会計補正予算（第8号）までの4件について採決します。

お諮りします。本件は、原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

異議なしと認めます。したがって、専第14号 平成27年度東白川村一般会計補正予算（第7号）から専第17号 平成27年度東白川村一般会計補正予算（第8号）までの4件は、原案のとおり承認されました。

◎議案第64号について（提案説明・質疑・討論・採決）

○議長（服田順次君）

日程第7、議案第64号 東白川村過疎地域自立促進計画の策定についてを議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

会計管理者 安江誠君。

○会計管理者（安江 誠君）

議案第64号 東白川村過疎地域自立促進計画の策定について。本村は、過疎地域自立促進特別措置法に基づき、別冊のとおり東白川村過疎地域自立促進計画を策定しようとする。よって、同法第6条の規定により議会の議決を求める。平成27年12月17日提出、東白川村長。

契約者につきましては、別冊でお示しをしておりますが、本計画書につきましては、12月11日の全員協議会で説明をさせていただきましたので、詳細説明は省略をさせていただきますが、計画書のほうの7ページから8ページの(4)地域の自立促進の基本方針の要点を説明させていただきます。

本文のところは省略させていただきます、8ページの項目のところでございます。

行政と村民の協働による村づくりの推進ということで、項目として5項目を掲げております。

1つ目、職業として選択できる魅力ある農・林業の実現。

2つ目、地場産業の振興と人材の確保。

3つ目、村の強みを生かした産業の集積と新産業の創出。

4つ目、安心・安全な村づくりに資する防災力や地域医療環境の強化。

5つ目、子育て支援と教育環境の充実の5つでございます。

(5)で計画期間につきましては、平成28年4月1日から平成33年3月31日まででございます。以上でございます。

○議長（服田順次君）

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔挙手する者なし〕

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔挙手する者なし〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第64号 東白川村過疎地域自立促進計画の策定についてを採決します。

お諮りします。本件は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、議案第64号 東白川村過疎地域自立促進計画の策定については、原案のとおり可決されました。

◎議案第65号について（提案説明・質疑・討論・採決）

○議長（服田順次君）

日程第8、議案第65号 東白川村行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例についてを議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

総務課長 安江宏君。

○総務課長（安江 宏君）

議案第65号 東白川村行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例について。東白川村行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例を別紙のとおり提出する。平成27年12月17日提出、東白川村長。

東白川村行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例。

第1条、趣旨、この条例は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「法」という。）第9条第2項に基づく個人番号の利用及び法第19条第9号に基づく特定個人情報の提供に関し必要な事項を定めるものでございます。

別冊の説明資料のほうをごらんいただきたいと思います。本条例の解説ということでA4で2枚ものを準備させていただきました。

条例の制定の背景につきましては、平成25年5月31日に公布されました法では、住民票を有する

全ての方に固有の番号、マイナンバーを付番することとしています。11月18日から22日に各戸に配付されております。現在のところ、60人ほどの分が役場のほうへ戻ってきておりますが、これにつきましては2月中旬期限となっておりますので、これまでに個人対応で対応するところがございます。また、年明けからカードの申請が始まります。役場のほうでは土・日を利用して申請手続の対応を関係職員で時間外をもって対応する予定で、今回補正予算の提案もさせていただいております。

個人番号を利用することで国・県・市町村等、複数の機関が保有する個人の情報を連携させることにより、年金や福祉給付等の申請時に必要な所得証明書等の添付書類を削減するなど、村民の利便性を高め、行政事務を効率化することが可能となります。国・県や市町村で東白川村以外の機関との情報連携は法に定めた事務において情報提供ネットワークシステムの仕組みをもって行うことができるようになります。しかし、村が法に定められていない独自の行政サービスを実施している事務においては、個人番号を利用する場合、独自利用事務等ですが、個人番号を利用している事務において、例えばですが役場内の税務担当課と福祉担当課等で個人番号に含む個人情報（特定個人情報）の連携を行う場合（庁内連携）は条例を定める必要があるということで、法第9条2項での対応をさせていただくものでございます。また、庁内の他機関、村長部局と教育委員会等との間で特定個人情報の連携を行う場合も条例を定める必要があるということで、法第19条9号での対応でございます。

このようなことから、社会保障・税番号制度のメリットをより高め、村の内部でも個人番号を利用した情報の提供を可能とするために、本条例を制定しようとするものでございます。

2の条例の骨子ということですが、以下、条文について青文字で記載しておりますが、次ページに移っていただきまして、第1条の解説でございます。

この条例は法第9条第2項と法第19条9号の規定に基づいて、法に規定されていない事務で個人番号を独自に利用するための独自利用事務と、庁内で番号を利用して特定個人情報の授受を行うための庁内連携と、同一の地方公共団体内の他の機関への特定個人情報の提供に関して必要な事項を定めるものとしております。

第2条で、定義でございますが、ここは条文に出てまいります用語、1号については個人番号、2号については特定個人情報、3号については個人番号利用事務実施者、4号については情報提供ネットワークシステムのことを説明しております。

第3条は、村の責務ということで、個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関し、その適正な取り扱いを確保するために必要な措置を講ずるとともに、地域の特性に応じた施策を実施するため、村の責務を定めるものでございます。

第4条、個人番号の利用の範囲ということですが、ここにつきましては、法第9条第2項に基づき、個人番号を独自に利用する事務等を定め、村の独自施策については個人番号を利用する場合は、事務処理に必要な限度で利用できるものとしします。

第1項に、改正文のほうを2枚ほどめくっていただきますと、別表第1が出てまいります。

ここに規定されております法定事務以外の事務における個人番号の利用について、独自利用事務ということですが、この対象が福祉医療助成に関する事務ということで、福祉医療の受給者の資格に関する事務、それから福祉医療の助成に関する事務を言っております。

これに加えて、別表第2の第2欄に27の事務がございます。これについては、お手元に資料がございませんが、これについても同様の扱いとなるものでございます。これについて、村の機関は法に定める事務の範囲内で特定個人情報を事務処理に必要な限度で利用することができることとします。

次に、第2項になりますが、同一機関内の複数の事務間での特定個人情報の利用ということで、これにつきましては、先ほどの第1表の次に別表第2が出ております。

機関は村長、事務については児童福祉法による助産施設における助産の実施又は母子生活支援施設における保護の実施に関する事務であって規則に定めるもの。これから8ページほど、ずうっとその事務の種類が載っております。

第2表の最終が21でございます。

この事務につきましては、東白川村福祉医療費助成に関する条例による医療費の助成に関する情報であって規則に定めるものということで、第2項に定める村の事務としては、21の事務があるということです。また、これとは別に法別表第2の欄で27の事務があり、53の情報を利用することが可能となっております。また、他の条例等の規定により、書類の提出を義務づけている場合においては、庁内連携により当該書類と同一の内容の情報を照会できる場合は、当該書類の提出があったものとみなすということで、みなし規定を定めております。

次に第5条、特定個人情報の提供ということですが、裏面を見ていただきまして、この解説でございます。第1項、法第19条第9号に基づき、同一地方公共団体の他の機関への特定個人情報を提供する場合を定め、村の他の機関、村長と教育委員会の関係になりますが、法に規定する事務の範囲で、これにつきましては先ほどの改正文の別表第3になります。事務の内容につきましては、児童福祉法による保育所における保育の実施、もしくは措置または費用の徴収に関する事務であって規則で定めるものとしております。

特定の個人情報の事務処理に必要な限度でということ、特定の事務処理につきましては、その下の下の欄で特定個人情報ということで、地方税関係で税の情報で規則で定めるもの、児童扶養手当関係情報であって規則で定めるもの、生活保護関係情報であって規則で定めるもの、それから東白川村福祉費医療助成に関する条例による医療費の助成に関する情報であって規則に定めるものと、医療保険給付関係情報ということで、5つの特定情報と定めております。

第5条の第2項になりますが、当該書類の提出があったとみなすことができる、同じように書面提出が義務づけられている場合には、みなし規定により定めるものとしております。

これらの規定につきましては、今の法を参照に別表形式で明記をさせていただいておるものでございます。

第6条、委任でこの条例の施行に関し必要な事項は、村長が別に定めるということで、条例の施

行に関し、各事務から授受する特定個人情報の詳細については、村長が別に定めるとしておりますように、規則で定めることとなります。

改正文のほうに戻っていただきまして、附則、この条例は、法附則第1条第4号に掲げる規定の施行の日（平成28年1月1日）から施行するというものでございます。よろしくお願いいたします。

○議長（服田順次君）

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔挙手する者なし〕

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔挙手する者なし〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第65号 東白川村行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例についてを採決します。

お諮りします。本件は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、議案第65号 東白川村行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例については、原案のとおり可決されました。

◎議案第66号について（提案説明・質疑・討論・採決）

○議長（服田順次君）

日程第9、議案第66号 東白川村議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

総務課長 安江宏君。

○総務課長（安江 宏君）

議案第66号 東白川村議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例について。東白川村議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり提出する。平成27年12月17日提出、東白川村長。

東白川村議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例。

東白川村議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を次のように改正

する。

新旧対照表のほうをごらんいただきたいと思います。

5ページになります。

本条例の下が現行で、上段が改正案でございます。

附則の第5条に、他の法令による給付との調整ということで、1項をこのように改正するものがございます。これにつきましては、被用者保険の年金法の改正がございました。被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律、一元化法といいますが、平成24年8月に公布され、その一部が平成27年10月1日から施行されることに伴い、本条例の一部を改正するもので、今回改正案を上程するものがございます。

なお、改正案が示されましたので、これに基づきまして社会保障給付から支給される場合に調整を行うよう規定するものがございます。

改正内容につきましては、附則の1項を改め、次に、6ページのほうにめくっていただきまして、その内容を次のようにあらわすものがございます。

上段は年金たる補償の種類ということで、傷病補償年金、それから8ページのほうに障害補償年金、9ページに遺族補償年金、10ページまでわたっております。上段が年金の種類ということでございます。中段につきましては、今回の一元化の法律による年金たる給付ごとに内容を定めておるということで、厚生年金保険法、それから7ページのほうには障害年金等、それから障害基礎年金、国民年金法等の一部を改正する法律、それから国民年金等改正法附則第78条第1項1号に規定する年金たる保険給付、それから8ページのほうに障害年金、次に国民年金等改正法第32条第1項に規定する年金たる給付のうち障害年金ということで、障害補償年金につきましても同じように6つの年金、それから9ページの遺族補償年金につきましても、6つの内容が示されております。6ページのほうに戻りまして、下段にその掲げる率が定められておりまして、これにより率を乗じて得た額を今回の補償の額とするものがございます。

次に、10ページの上段で、2に休業補償の額を定めております。休業補償につきましては、新たに設けるものがございます。その算出のもととなるのが、上段に今の法律による年金たる給付の種類、それから下段には、その乗率を掲げておるものがございます。

改正文のほうに戻っていただきまして、附則、（施行期日）1. この条例は、公布の日から施行し、平成27年10月1日から適用する。2のほうで経過措置を設けておりまして、この条例による改正後の東白川村議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例附則第5条の規定は、この条例の適用日以後に支給すべき事由の生じた損害補償及び休業補償並びに適用日前に支給すべき事由の生じた適用日以後の期間に係る年金たる損害補償について適用し、適用日前に支給すべき事由の生じた適用日前の期間に係る年金たる損害補償並びに適用日前に支給すべき事由の生じた休業補償については、なお従前の例によるというもので、3で適用日からこの条例の施行の日の前日までの間に改正前の東白川村議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例附則第5条の規定により支給された年金たる損害補償及び休業補償は、新条例による年金たる損害補償

及び休業補償の内払いとみなすというものでございます。以上でございます。

○議長（服田順次君）

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔挙手する者なし〕

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔挙手する者なし〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第66号 東白川村議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例についてを採決します。

お諮りします。本件は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、議案第66号 東白川村議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

◎議案第67号について（提案説明・質疑・討論・採決）

○議長（服田順次君）

日程第10、議案第67号 東白川村税条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

村民課長 今井義尚君。

○村民課長（今井義尚君）

議案第67号 東白川村税条例の一部を改正する条例について。東白川村税条例の一部を改正する条例を別紙のとおり提出する。平成27年12月17日提出、東白川村長。

別添に新旧対照表を添付しておりますので、14ページをごらんください。

東白川村税条例の一部を改正する条例ということで、今回、下の現行、25条、均等割を納付する義務がある控除対象配偶者または扶養親族に対して課する均等割の額に、前条第1項の額から200円を減額したものとする。この削除条例でございますが、経緯及び削除理由としましては、ことし4月に養老町のほうから税務のほうに個人の均等割の税率の軽減の条例について問い合わせがありまして、養老町では27年度に専決で削除改正したという報告がありました。本村でその事実を確認しましたところ、条例の見落としがありまして、この間、減免をしていなかったというようなことでした。そのことで、県内のその他の市町村にその辺のことを調査いたしましたところ、2市1町

1村でまだ未改定、未削除であることが確認されました。条例第25条が施行されたのが当初、昭和二、三十年、各自治体において税条例が施行されたころからあったと思われますが、既に多くの市町村で条例の削除がされている状況でございます。さらに、個人住民税の均等割につきましては、住民が地方公共団体からさまざまな行政サービスを受ける対価として地域社会の費用の一部を平等に分担するもので、負担分任の性格を踏まえております。平成16年度には、人口段階に応じた税率区分の廃止、平成17年度からは公平な税負担の観点から、配偶者等に対する非課税措置の段階的な廃止などの見直しがございます。今回の条例の削除改正をし、条例の整備をお願いするものでございます。

本文のほうの1ページですけれども、この条例は、公布の日から施行するというところでお願いしたいと思います。

説明は以上でございますが、御承認いただければとお願いいたします。

○議長（服田順次君）

これから質疑を行います。

[挙手する者あり]

1番 今井美和君。

○1番（今井美和君）

今、養老町のほうから問い合わせがあったという話でしたが、これ控除がしてなかったということですね、200円ずつの控除。これは対象者にお返しになったということなのか。

○議長（服田順次君）

村民課長。

○村民課長（今井義尚君）

養老町でもありまして、養老町はこの額が100円でございますけれども、これを27年度で補正で対応をしたということを聞いております。

岐阜市におきましては、ホームページなんかでも載っておりますけれども、ここも100円で24年に改正しておりまして、3,500人ほどに還付金として返しておるという状況です。

村としまして、この条例が承認いただきましたら、今予算の時期でございますけれども、まずこの対象者に還付ということで、過去5年分ですけれども地方税法にのっとりまして、5年分、23年から27年分のそれぞれ均等割が課税されている配偶者、扶養親族で年間所得が28万から38万までの住民が対象になるということで、額的には大して大きな額にはなりませんけれども、ただ、5年分のその対象者を抽出することが、今ですと情報センターなんかを通じまして委託しますと、その辺の調査する費用と、あと還付金が発生しますので、その予算を新年度に立てたいと思いますが、予定しております。大体、今の予想ですと、本村では年30人前後ではないかと思っております。

○議長（服田順次君）

ほかに質疑はありませんか。

[挙手する者なし]

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

[挙手する者なし]

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第67号 東白川村税条例の一部を改正する条例についてを採決します。

お諮りします。本件は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

異議なしと認めます。したがって、議案第67号 東白川村税条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

◎議案第68号について（提案説明・質疑・討論・採決）

○議長（服田順次君）

日程第11、議案第68号 東白川村消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

総務課長 安江宏君。

○総務課長（安江 宏君）

議案第68号 東白川村消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例について。東白川村消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり提出する。平成27年12月17日提出、東白川村長。

東白川村消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例。

東白川村消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を次のように改正する。

第3条第2項第1号中「25歳以上40歳以下」を「18歳以上」に改める。

第14条第2号中「訓練」の下に「及び式典」を加える。

新旧対照表の15ページをごらんいただきたいと思います。

3条第2項第1号に消防団員の団員の任用について要件を掲げております。1号、村内に住居を有し、または勤務をする者で、年齢を現在25歳以上40歳以下の者であることとしてあるものを、今回18歳以上の者であることに改正するものでございます。消防団員、それから関係者において28年度以降の団の編成を検討され、次年度の体制づくりに間に合うよう第4回定例会に改正案を上程させていただくものでございます。

第14条につきましては、訓練の手当をうたっておりますが、出勤1回につき次の各号に掲げる出勤手当を支給するというので、第2号に現在、訓練1,300円としてあるものを、改正案では、訓

練及び式典に改め、金額は同額ということで改正しようとするものでございます。なお、対象になる式典は、入退団式と出初め式が対象となります。

改正文のほうにお戻りをいただきまして、附則、この条例は、平成28年4月1日から施行する。28年度体制の整備に適用させるものでございます。以上、よろしく申し上げます。

○議長（服田順次君）

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔挙手する者あり〕

3番 桂川一喜君。

○3番（桂川一喜君）

ただいまの説明はわかるんですけども、新旧対照表の15ページをごらんいただいたときの旧の段階で、実は本来でしたら40歳で一旦終わるといことと、25歳以下の人は入れないところを、あえて任命権者の権利をもちまして、僕らでしたら早目に入った経緯がありました。それと、本部役員の方は当然この上の年齢を超したところでも、定年を超してやっている。だから、現状でもこの枠を超さない範囲で結構人数調整等に使われていると思います。

実は、他町村と比べたときに、東白川は定年がはっきりしているからうらやましいねと言われる部分が今までありましたことが、このうらやましいねという表現がこれで消えるようなおそれがあるんですが、2つの点でお聞きしたいんですが、1個は、現状入っている人たちが、定年を目標に頑張っている、その定年が数字上消えることで、何となくただだと自分の負担がふえるようなイメージ。それに対して、ただ単に負担がふえるだけで終わろうとしているのか、負担がふえる分だけ軽減措置として、何かしらの負担が減るようなイメージをちゃんと加えてあるかということがまず1点です。

それからもう1点は、外部から見るときに、せっかく定年がある東白川がうらやましいというイメージが、これを改正することによってイメージが悪くなることに対してどう思われるかということをお伺いしたいと思います。

○議長（服田順次君）

総務課長 安江宏君。

○総務課長（安江 宏君）

今回の条例改正に当たりまして、消防団員の中で各部での話し合い、それからそれをまとめた後で役場の行政側とのすり合わせ、それからその後、消防団の幹部をやられたOBの皆さんとの話し合い、これらの経過をもって、今累々と続けられてまいりました東白川の伝統ある消防団のあり方を、今後、必要な団員数を確保するために、どういった取り組みにしていっていいかということを検討いただいて、ここにこぎつけられてきた成果が現状としてあると思います。

3番議員さんの村の特徴であるイメージが悪くなるのではないかとということでございますが、長い歴史の中で築き上げられてきたイメージを今後の将来の消防団のあり方を見きわめることで、今

後理解が得られるのではないかというふうに思うものでございます。

[挙手する者あり]

○議長（服田順次君）

3番 桂川一喜君。

○3番（桂川一喜君）

実際、今僕の質問の1個足りないのは、負担がふえる今回の提案に対して、軽減に値する措置は何か考えておられるかということに関して、今返事がいただけなかったのが1点。

それからもう1個は、内部の人で検討したのはわかります、本当に。だけど、今回僕が気にしているのは、外部から見たときのイメージについて、本当に十分検討されているかというところを、内部の人が納得したというのは、今説明あったとおりで理解はしています。ですが、外部から見たときに、消防団というのは結構皮肉な話ですけれども、どうしてもUターン、Iターン者の若干抵抗になっていることが現状ですので、そのところをきちんと外部に対する説明も含めまして、もう1回、全く同じ質問を繰り返すこととなりますが、しっかり回答をいただきたいと思います。

○議長（服田順次君）

総務課長。

○総務課長（安江 宏君）

負担が減るイメージ……。

○議長（服田順次君）

再度、3番議員、今のに補足を、質問の内容を詳しく。

3番 桂川一喜君。

○3番（桂川一喜君）

シンプルにいきます。

負担がふえるのはこの条例の問題ですので、軽減措置に値するものを考えておられるかということです。これはイメージではありません。軽減措置を考えておられるかという質問です。

もう1個は、定年があることによって、東白川はよかったはずのイメージが、これがなくなることによってダウンするイメージを今度は何とかしてイメージダウンを防ぐ手だてはお考えですかという、この2点です。

○議長（服田順次君）

村長 今井俊郎君。

○村長（今井俊郎君）

質問の意味は、負担がふえることに対する軽減措置、これは先ほど総務課長が説明したとおり、団の中で十分な協議がされたということで、私もその趣旨を酌んで、この案を提出させていただいたという背景がございますので、その辺は御理解をいただきたいんですが、先ほども第14条のところでも待遇改善というようなことをしております。お金で済む問題ではありませんけれども、待遇改善は進めますし、基金の整備も進めてまいりますので、そういった意味で、これが議員のおっしゃ

る軽減になるかどうかは、ちょっと解釈の言葉でわかりませんが、団の活動が活発にできるように、それぞれ考えられたことであるので、このバックアップは村としてもしていきたいなというふうにお答えをさせていただきます。

それから、外部の人からのイメージダウンは、私は議員のおっしゃることが、40でしておったことが評価されておったということは、ちょっと意外な感覚でありまして、むしろそれよりも東白川の消防団が活性化して若い人も入り、ある程度先輩の方々の力をかりながら、これから人口がちょっと働き手のところが減っていった中で活性化していくことよってのイメージのほうが大事ではないかということで、そこは意見が分かれるところですので、これは議論になってしまうかと思いますが、特段このことよって、東白川村の消防団はきつゝいから、村へ帰ってくるのはやめようというふうには、イメージダウンにはつながらないという考えでおります。

○議長（服田順次君）

ほかに。

〔挙手する者あり〕

1番 今井美和君。

○1番（今井美和君）

25歳以上というのを18歳以上。18歳という年齢についてなんですけど、消防団ってお酒を飲む機会が多いという私の認識というか、母親というか、女だからなのかもしれないんですけど、二十じゃだめだったのかなというのを思うんですけど、18歳に決めた理由というのはどういふ。

○議長（服田順次君）

総務課長。

○総務課長（安江 宏君）

このことについては、日本の国内の団編成の事例としても、岐阜県から提供される事例としても、今は大学生、高校生にまで地域を守るという防災安全のところて手が差し伸べられておる部分がございます。この辺の情報を得られて、消防団員のほうて決めていただいたものでございます。

なお、飲酒の機会等につきましては、人としてのマナーの部分もございまして、それは幹部、それから行政も含めてですが、教育の一環、指導の一環で、十分な配慮が必要ではないかというふうて思っておりますので、このことにつきましては、消防団長さんのほうて伝えてまいりたいと思っておりますので、よろしくお願ひいたします。

○議長（服田順次君）

ほかに質疑はありますか。

〔挙手する者なし〕

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありますか。

〔挙手する者なし〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第68号 東白川村消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例についてを採決します。

お諮りします。本件は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、議案第68号 東白川村消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

◎議案第69号について（提案説明・質疑・討論・採決）

○議長（服田順次君）

日程第12、議案第69号 東白川村消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

総務課長 安江宏君。

○総務課長（安江 宏君）

議案第69号 東白川村消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例について。東白川村消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例を別紙のとおり提出する。平成27年12月17日提出、東白川村長。

改正文のほうで、東白川村消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例。

東白川村消防団員等公務災害補償条例の一部を次のように改正する。

附則第5条第1項中「当該損害補償」を「当該年金たる損害補償」に、「掲げる年金たる給付」を「掲げる当該法律による年金たる給付」に改め、同項の表を次のように改めるということで、新旧対照表の16ページのほうをごらんいただきたいと思えます。

これにつきましても、被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成24年法律第63号）によって、平成27年10月1日から一部が施行されるものに対応するものということで、今回提案させていただくものでございます。

5条の第1項については、文言の改正で、9行目も同じようなふうにかわっております。

次表につきましては、同項の表については、1から6までの6つの補償年金について、被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律により改正するものでございます。

内容については、補償、障害補償でそれぞれ6つの種類、それから保険法の法律に基づくものの年金の種類、それから下段につきましては、乗率が掲げてございます。これが16ページから19ページの6の遺族補償年金までがその内容となっております。

2号で、ここからは損害補償について改正するものでございます。これにつきましても、文言の

改正と6つの補償年金について、24一元化法によって改正するものでございます。これが20ページ、21ページ、22ページ、23ページの6の遺族補償年金までとなっております。

3項につきましても、文言の改正と表の改正というふうになっております。これが24ページ、26ページ、27ページ、28ページ、29ページの遺族補償年金までとなっております。

29ページの4、年金たる損害補償を受ける権利を有する者についても同じように文言の改正と、5行目に法律による年金たるということで、「法律による」を加えておるものでございます。

5号及び6号については、休業補償について改正するものでございます。

30ページの6で文言の改正と、最終の表につきましては、現行の船員保険法の規定によるの「の規定」を削除して、法による障害年金と改めるものでございます。いずれも一元化法による個々の法律の規定によるを法によるに改めるものでございます。

改正文の本文のほうに戻っていただきまして、附則1. この条例は、公布の日から施行し、平成27年10月1日から適用する。

経過措置につきましては、適用日前に支給すべき事由の生じた適用日前の期間に係る年金たる損害補償及び適用日前に支給すべき事由の生じた休業補償については、なお従前の例による。

3. 改正前の東白川村消防団員等公務災害補償条例附則第5条の規定に基づいて適用日からこの条例の施行の日の前日までの間に新条例の適用を受ける者に支給された旧条例の規定に基づく年金たる損害補償及び休業補償は、新条例による年金たる損害補償及び休業補償の内払いとみなすということで、以上のとおり提案をさせていただきます。

○議長（服田順次君）

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔挙手する者なし〕

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔挙手する者なし〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第69号 東白川村消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例についてを採決します。

お諮りします。本件は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、議案第69号 東白川村消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

ここで暫時休憩とし、2時30分から再開したいと思いますので、よろしくお願いをいたします。

午後2時22分 休憩

午後2時30分 再開

○議長（服田順次君）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

◎議案第70号から議案第74号までについて（提案説明・質疑・討論・採決）

○議長（服田順次君）

日程第13、議案第70号 平成27年度東白川村一般会計補正予算（第9号）から日程第17、議案第74号 平成27年度東白川村国保診療所特別会計補正予算（第4号）までの5件を補正関連のため一括して議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

総務課長 安江宏君。

○総務課長（安江 宏君）

議案第70号 平成27年度東白川村一般会計補正予算（第9号）。平成27年度東白川村一般会計補正予算（第9号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）第1条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3,449万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ26億7,753万7,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（地方債の補正）第2条 既定の地方債の変更は、「第2表 地方債補正」による。平成27年12月17日提出、東白川村長。

次ページの第1表の朗読を省略し、5ページの第2表 地方債の補正の説明を申し上げます。

変更でございます。起債の目的、過疎対策事業、全国防災事業債、緊急防災・減災事業債、限度額、起債の方法、利率、償還の方法のうち起債の方法、利率、償還の方法については同じでございますので、変更後の限度額について御説明を申し上げます。

過疎対策事業につきましては、260万円を追加し1億5,250万円とする。これにつきましては、民生債、衛生債、農林水産業債でございます。

全国防災事業債につきましては、今回新たに380万円を追加するもので、中学校費の中学校施設環境改善交付金事業として、中学校の屋内運動場既設つり天井の撤去事業が補助対象となったもので、補助裏を起債を利用するものでございます。

緊急防災・減災事業債につきましては、災害対策費、ヘリポート建設費で、200万円を追加し2,560万円とするものでございます。

7ページの事項別明細書の1の総括の朗読を省略し、9ページの2.歳入から御説明を申し上げ

ます。

9款1項1目地方交付税、補正額471万7,000円、普通交付税でございます。

13款1項3目民生費国庫負担金、補正額167万1,000円。これは3節の保健福祉費負担金、これにつきましては、障害者医療費国庫負担金2分の1相当額84万8,000円と、5節の児童福祉総務費負担金で、児童手当交付金2分の1相当額で82万3,000円となっております。

13款2項2目総務費国庫補助金、補正額83万7,000円の追加。これは総務管理費補助金で、このうち社会保障・税番号制度システム整備費補助金で46万2,000円と、選挙人名簿のシステム改修費補助金37万5,000円となっております。

3目民生費国庫補助金、補正額57万6,000円の減、子育て世帯臨時特例給付金の事務費補助金でございます。

10目教育費国庫補助金196万8,000円の追加、学校施設環境改善交付金でございます。3分の1相当額でございます。

14款1項3目民生費県負担金、補正額61万2,000円の追加、3の保健福祉費負担金で障害者自立支援給付費負担金で4分の1相当額です。5節児童福祉総務費負担金で児童手当負担金でございます。18万8,000円でございます。

14款2項2目総務費県補助金、補正額6万3,000円の追加。これは、自主運行バス運行費補助金でございます。ヒアリング結果に基づく追加でございます。

3目民生費県補助金1万5,000円の追加。児童福祉等対策事業補助金で、病後児保育事業に係るものでございます。

8目土木費県補助金、補正額7万3,000円。これは、土地利用規制等対策費交付金でございます。

16款1項2目指定寄附金、補正額865万6,000円の追加。総務費指定寄附金は、ふるさと思いやり基金の指定寄附金で、5月分から10月分の実績額でございます。衛生費指定寄附金1万5,000円につきましては、環境整備指定寄附金ということでございます。

11ページの17款1項5目社会福祉施設整備基金繰入金、補正額50万円、社会福祉施設整備基金繰入金でございます。

19款4項4目雑入、補正額753万8,000円。1節雑入で市町村振興協会交付金、サマージャンボが639万3,000円、アウトリーチの事業のコンサート入場料8,000円の減と、ピアノ調律費9万7,000円で、事業費の確定による減でございます。青年就農給付金返還金は、26年度候補者から返還の申し入れがあったもので、125万円でございます。

5目過年度収入、補正額2万5,000円につきましては、福祉医療費助成事業補助金の前年度精算金でございます。

20款1項3目民生債、補正額110万円の追加、過疎対策事業債で、これは福祉医療乳幼児等医療費。

4目衛生債120万円の追加、同じく予防接種事業。

6目農林水産業債30万円、30万円のうち農地流動化奨励事業につきましては70万円の追加、県単

林道事業につきましては、奥新田線の舗装の事業費の確定による40万円の減で、差し引きで30万円となっております。

9目消防債200万円の追加、緊急防災・減災事業債で、ヘリポート建設事業に係るもので200万円の追加。

10目教育債380万円の追加、全国防災事業債で、中学校屋内運動場既設つり天井撤去事業によるものでございます。

3. 歳出。

2款1項1目一般管理費、補正額941万8,000円。総務一般管理費のうち職員手当等が52万円、旅費が7万円、庁舎管理用消耗品、来客用の湯茶のセットで4万円。それから、工事請負費で村民センターの修繕工事ということで、LPGガスの配管工事を行うもので16万円。積立金で、ふるさと思いやり基金積立金、669件分で864万1,000円となっております。総務管理費各種負担金につきましては、自主運行バス運行補助金で1万3,000円の減で、うち財源で国・県支出金が6万3,000円で、一般財源が7万6,000円を減額するものでございます。

5目財産管理費、補正額78万9,000円、物件管理費のうち保険料で公有建物災害共済掛金ということで、サロンの木造の保険料で4万円となっております。総合行政情報システムの運営費、住民記録システム改修委託料で、マイナンバー制度への対応で自立支援システムの連携を図るものということで74万9,000円、うち46万2,000円は国・県支出金となっております。

6目企画費39万円、老朽空き家の解体事業補助金ということで、1件分30万円を追加するものでございます。

13ページで、再生可能エネルギーの推進事業費ということで、前年度岐阜県市町村再生可能エネルギー等導入推進費補助金返還金ということで9万円。これにつきましては、前年度実施しました太陽光発電の五加のセンターの分、それから中学校に係る分のうち、2月から4月の固定買い取り制度による売電収入が8万9,888円と、これの利息3円、合わせまして8万9,891円を国・県との協議によりまして、一般買い取り制度8円単価との差異によるもので、補助金の返還という格好で予算化するものでございます。

7目交通安全対策費46万8,000円の追加、需用費で凍結防止対策用品、単価アップで不足する分4万6,000円、それからその他の修繕料ということで、LED3基分15万6,000円、それから工事請負費で防犯灯の設置工事費、PTA要望への対応ということで、曲坂で2基、日向に3基、合わせて26万6,000円となっております。

10目地域情報化事業費150万円の減額。これにつきましては、CATV等の制作運営費のうち、臨時雇用賃金で、人事異動に伴いまして臨時職員の確保が不要となりましたので、1名分を減額するものでございます。

2款2項1目税務総務費、補正額17万円の追加。これは、時間外勤務手当の年間所要額17万円を追加するものでございます。

2款4項1目選挙管理委員会費、補正額75万2,000円の追加。これは、選挙人名簿のシステム改

修委託料ということで、法改正による18歳有権者への選挙人名簿の調製をするためのシステム改修委託費でございます。2分の1が県補助金となっております、75万2,000円を追加するものでございます。

3款1項2目福祉医療費、補正額ゼロ。これは福祉医療費の過疎対策事業分を財源調整するものでございます。

3目保健福祉費169万6,000円の追加、障害者自立支援事業のうち扶助費で補装具支給支援費で車椅子3人分、それから補聴器の対応4人分、あわせて83万6,000円と自立支援医療費ということで、心内修復施術の必要な方が生じたので、86万円を追加し169万6,000円の補正をお願いするものでございます。

4目老人福祉費302万8,000円の追加、老人福祉費一般のうち、医療福祉ゾーンの整備計画検討会の謝礼7万5,000円と費用弁償6万5,000円を追加するものでございます。高齢者交流サロン整備事業で、報償費4万円の減、それから委員の費用弁償1万円の減、委託料が事業費が確定をしましたので、40万円の減。これにつきましては、工事監理委託料でございます。工事請負費が事業費の確定による家屋の解体工事、平用水の修繕工事、上下水道本管の接続工事、額の確定により減額するものと、新たに神土高齢者交流サロン外構工事ということで、U字溝の布設、駐車場の舗装等240万円を追加し、差し引きで170万8,000円を工事費で追加するものでございます。高齢者交流サロンの運営費163万円の追加。これにつきましては、賃金で当初1月から運営スタートを予定しましたが3月6日の完成ということで、不用見込み額を減額するもので、賃金27万円、光熱水費で26万5,000円、電話の回線使用料で1万円、委託料で管理委託料58万3,000円、使用料及び賃借料のうち土地借上料2万5,000円とNHKの受信料2万3,000円を減額し、追加するもので備品購入費でカフェの関係備品16品目ほどで、冷蔵庫、レンジ等になりますが166万円、それから交流事業の関係備品ということで15品目ぐらいで、テーブル、椅子等、ほかにもありますが114万6,000円、差し引きで全部で163万円を追加するものでございます。うち、その他の財源で社会福祉施設整備基金を繰り入れ、利用するものでございます。

3款2項1目児童福祉総務費、補正額116万3,000円の追加、児童手当交付金で、2月の支払い分が不足しますので、120万円で転入者の増によるものでございます。子育て支援総合推進事業、これは出産祝い金でございます。第1子、第2子、第3子、それぞれ1名ずつで、35万円を追加するものでございます。なお財源で病後児保育の対策補助金1万5,000円を充当いたしております。子育て世帯臨時特例給付金事業38万7,000円の減、これは事務用消耗品の1万円の減、申請書等の作成費4万5,000円の減、郵便料で1万2,000円、それから電算処理委託料32万円の減、事業費の確定による減額でございます。

2目認可保育所費30万円の追加、みつば保育園運営費で、職員の時間外勤務手当の年間所要額30万円を追加するものでございます。

4款1項2目予防費、補正額45万円の追加。これにつきましては予防接種の費用で、1人につき単価600円がアップするもので、これへの対応で725人分の手段接種分43万5,000円と、委託料で現

物の償還払いになります広域化予防接種委託料1万5,000円を追加するものでございます。

5目環境対策費250万5,000円の追加、環境総務費のうち臨時職員賃金のうち1名分年間分で238万円の追加と、繰出金で簡易水道特別会計への繰出金（運営費分）11万円でございます。自然保護事業費につきましては、指定寄附金1万5,000円を活用しまして、環境関係の啓発看板を作成する費用1万5,000円でございます。

6目廃棄物対策費25万円の追加、下水道特別会計繰出金（運営費分）25万円でございます。

6款1項2目農業総務費、補正額15万円、職員の時間外勤務手当15万円でございます。

3目農業振興費199万2,000円の追加、耕作放棄地の農地流動化奨励補助金の事業が確定しました。41.4ヘクタールということで、4.9ヘクタール分が増となりまして、74万2,000円を追加するものでございます。うち70万円を過疎債で充当するものでございます。新規就農育成支援事業（青年就農給付金）で、前年度青年就農給付金返還金ということで125万円を追加するものでございます。

4目農業構造改善事業費52万6,000円、公園化構想推進事業で瀬音公園の水道使用料が不足するため、1万3,000円を追加するものと、はなのき公園のブロワー、チェッカープレートが修繕を要する関係で51万3,000円を追加するものでございます。

7目農地費13万3,000円の追加、農地総務費で用地補償費、二本松の用水用地5名のうち3名の方が受益者ということで、2名の方が補償を要するというので、単価400円で算出されます10万4,000円を追加するものでございます。中川原水辺公園管理費、電気料の不足が見込まれますので2万9,000円を追加するものでございます。

19ページのほうに参りまして、6款2項1目林業総務費、補正額30万円、職員の時間外勤務手当30万円でございます。

2目林業振興費315万1,000円、危険木除去事業ということで、危険木の除去委託料、新規分136本分を森林組合に委託するというので199万6,000円でございます。有害鳥獣捕獲事業で有害鳥獣捕獲報償金77万5,000円と補助金で鳥獣被害対策実施隊員の助成金ということで、今年度より要綱を制定しまして1人15万円を限度に3名の方が狩猟免許を取得され、それぞれ保管庫等も整備されましたので、38万円を追加するものでございます。

3目林道総務費、これは財源補正になります。事業費の確定による過疎対策事業債の減額補正でございます。

7款1項1目商工振興費、補正額100万円という商工振興費一般で、商工業新規開業支援補助金ということで、NPO法人青空見聞塾さんがサビロ谷マス釣り場の建物を購入されるということで、商工会長さんの意見書を付して申請がございましたので、今回補正で100万円を上程させていただくもので、観光資源の保全につながるものでございます。

2目地域づくり推進費495万2,000円の追加、地域おこし協力隊事業でございます。臨時雇用賃金109万6,000円は、年度当初、今年度の採用予定2名であったものが3人の採用になり、合わせて5名になりましたので、不足見込み額を補正するものでございます。村内産品販促進事業、ふるさと納税還元記念品代332万5,000円と、カード事業のポイント還元つちのこ商品券代50万円、合わせて

382万5,000円と郵便料3万1,000円を追加するものでございます。

8款1項1目土木総務費、補正額32万3,000円の追加。これは、職員の時間外勤務手当25万円と、土地利用規制等の対策交付金を活用して、リソーコピー機の専用インクを購入するもの7万3,000円を追加するものでございます。

8款2項1目道路橋梁維持費75万円の追加、使用料及び賃借料ということで、51万円と道路維持管理関係機械借上料、これは緊急対応分になります。これと黒川東白川、トンネルの照明器具の電気代の負担金ということですが、自動調光装置が故障をしまして、60万円の経費がかかるわけですが、これの白川町分の負担金ということで、6対4の割合でということで、24万円を追加するものでございます。

8款3項2目住宅建設費、補正額380万円の追加、村営住宅建設調査の実施設計の委託料ということで、中通農村公園内に村営住宅を建設する。これの実施設計と外構、取り付け道路等を含む設計を委託するものでございます。

9款1項3目災害対策費129万9,000円の追加、公有財産購入費ということで、ヘリポートの土地購入代2筆と、あわせて越原上コミュニティ土地購入費61万7,000円、合わせて129万9,000円の補正をお願いするものでございます。越原上コミュニティにつきましては、現在は賃貸借契約になっておりまして、交渉をしまして、売買が可能になったため、今回あわせて上程させていただくものでございます。

10款1項2目事務局費、教育委員会事務局費33万円の追加、時間外勤務手当30万円と臨時職員の雇用賃金3万円を追加するものでございます。

10款2項1目学校管理費13万6,000円の追加、小学校施設営繕費のうち施設修繕料でプールのろ過装置の塩素タンクの老朽化による18万8,000円の追加と、委託料で小学校屋外運動場整備工事監理の委託料が事業費の確定により減額16万3,000円と、工事費のほうで8,000円を減額するものでございます。スクールバスの管理費、事業系消耗品費ということですが、ドライブレコーダー、スクールバス3台分を購入するというので、室内外のツインカメラを搭載するもので、11万9,000円でございます。

2目教育振興費11万9,000円の減、小学校教育振興費一般で備品購入費、教師用の指導書購入費が確定しましたので12万3,000円を減額するものと、小学校就学援助費で、扶助費になりますが4,000円の追加。これは、給食費の単価アップへの対応で、不足額が見込まれますので、補正をお願いするものでございます。内訳は、就学援助費分3,000円分と支援学級の就学奨励分1,000円となっております。

10款3項1目学校管理費2万円の追加、中学校の施設営繕費で、施設消耗品でございます。これは、学校施設環境改善交付金の交付が決まりまして、これの1%分が事務費として計上できることになりまして、2万円を追加するものでございます。

2目教育振興費6,000円の追加、中学校の就学援助費で、扶助費で生徒就学援助費、給食費の単価アップに対応するもので、6,000円を追加するものでございます。

10款4項1目社会教育総務費、補正額9万円の減。これは、アウトリーチ・フォーラム事業の事業費の確定により、臨時賃金2万5,000円と普通旅費1万4,000円の減額、並びに郵便料6,000円、広告料3,000円、それからピアノの調律費3万8,000円、それから著作権使用料4,000円を減額するもので、財源で入場料及びピアノ調律費用収入を減額しております。

2目公民館費、補正額403万9,000円の減、はなのき会館の管理費でピアノの調律費、通常の費用が5万4,000円必要になったということで、アウトリーチのほうでピアノの調律を予定しておりましたが、かないませんでしたので、こちらのほうで実施するというので、こちらのほうへ5万4,000円を予算化し、大規模改修の設計委託料、当初基本設計と実施設計を予定しましたが、将来的な事業実施方法をあわせて検討した結果、今年度は実施設計を見送りましたので、所要額409万3,000円を減額するものでございます。

一般会計は以上でございます。

○議長（服田順次君）

村民課長 今井義尚君。

○村民課長（今井義尚君）

議案第71号 平成27年度東白川村国民健康保険特別会計補正予算（第3号）。平成27年度東白川村国民健康保険特別会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）第1条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,035万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4億1,282万円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第1表 歳入歳出予算補正」による。平成27年12月17日提出、東白川村長。

次のページの第1表を省略しまして説明資料の7ページ、8ページの歳入歳出から説明いたします。

2. 歳入。

3款1項1目療養給付費等負担金、補正額320万円の増額。これは療養給付費等負担金でございます。

次に、3款2項1目財政調整交付金、補正額90万円の増。これは普通調整交付金でございます。

次に、6款1項1目県補助金、補正額が5万円。これは財政健全化特別対策費補助金でございます。

同2目県財政調整交付金、補正額90万円。これが県財政調整交付金でございます。

次に、10款1項1目繰越金、補正額503万2,000円の増額。これは前年度繰越金でございます。

次に、3. 歳出でございますが、2款2項1目一般被保険者高額療養費、補正額1,000万円。これは一般被保険者高額療養費でございまして、当初見込みよりも患者数の増よりも高度医療の請求がかなり多くなってきているというようなことで、補正するものでございます。

次に、10款1項1目一般被保険者保険料還付金、補正額が35万2,000円。これは一般被保険者保険料還付金でございまして、これは保険者の平成24年度と平成26年度の過年度遡及喪失等による申

請がありまして、それに対する還付金の補正でございます。

国保会計は以上でございます。

○議長（服田順次君）

建設環境課長 小池毅君。

○建設環境課長（小池 毅君）

議案第72号 平成27年度東白川村簡易水道特別会計補正予算（第4号）。平成27年度東白川村簡易水道特別会計補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）第1条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ22万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億9,479万1,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第1表 歳入歳出予算補正」による。平成27年12月17日提出、東白川村長。

次のページの歳入歳出予算補正から6ページの事項別明細書までの朗読を省略させていただきまして、7ページ、歳入から説明をさせていただきます。

2. 歳入。

2款1項1目一般会計繰入金、補正額11万円、一般会計繰入金運営費分でございます。

3款1項1目繰越金、補正額11万2,000円、前年度繰越金でございます。

次のページで3. 歳出。

1款1項1目一般管理費、補正額11万円。これは職員の時間外勤務手当の増額ということで、11万円を計上しております。

2目使用料徴収費、補正額2,000円。これは水道使用料金の還付金ということでございます。これにつきましては、平成26年度決算分の水道の臨時用の基本使用料の徴収におきまして、過誤による徴収がありましたことから、過納額を還付するものでございます。

3款1項1目施設維持管理費、補正額が11万円。これは庁用車の燃料費ということで、予算が不足してまいりましたので、11万円の増額を行うものでございます。

引き続きまして、議案第73号 平成27年度東白川村下水道特別会計補正予算（第2号）。平成27年度東白川村下水道特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）第1条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ25万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2,523万4,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第1表 歳入歳出予算補正」による。平成27年12月17日提出、東白川村長。

次のページの歳入歳出予算補正から5ページの補正予算の事項別明細書の朗読を省略いたしまして、7ページの明細から説明をさせていただきます。

2. 歳入。

2款1項1目一般会計繰入金、補正額25万円、運営費分の一般会計繰入金でございます。

次に、3. 歳出。

1 款 1 項 1 目一般管理費、補正額25万円、職員の時間外勤務手当の増額でございます。以上です。

○議長（服田順次君）

診療所事務局長 安江良浩君。

○国保診療所事務局長（安江良浩君）

議案第74号 平成27年度東白川村国保診療所特別会計補正予算（第4号）。平成27年度東白川村国保診療所特別会計補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）第1条 既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ9万8,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億6,124万3,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第1表 歳入歳出予算補正」による。平成27年12月17日提出、東白川村長。

2 ページ、3 ページの第1表及び5 ページ、6 ページの事項別明細書は省略させていただきまして、7 ページの2. 歳入から説明いたします。

1 款 1 項 4 目保健予防活動収益43万5,000円の追加。これは予防接種受託料でございます。インフルエンザワクチン600円値上がりに伴う増収でございます。

6 款 1 項 1 目繰越金、前年度繰越金で、78万3,000円の減でございます。

8 款 1 項 1 目指定寄附金25万円の追加。これは診療所施設整備指定寄附金としまして、3名の方から御寄附をいただいております。

続きまして、3. 歳出。

1 款 1 項 1 目一般管理費3万9,000円の追加補正。これは職員1名の職員共済組合の追加負担金でございます。

2 款 1 項 1 目一般管理費2万7,000円の減、共済費としまして24万5,000円の追加でございます。これは、医師・看護師の職員共済組合の追加負担金と、それから事務費負担金に不足が生じたので、合わせて24万5,000円の追加。それから賃金につきましては、20万円の減でございます。これは整形外科が休診によりまして、レントゲン技師の派遣が必要なくなりましたので、20万円の減でございます。その下の旅費7万2,000円の減も同じく、レントゲン技師の出張時の費用弁償でございます。

続きまして、2目の医療管理費36万円の減。ここは委託料でございます。診療業務の委託料36万円の減。これは整形外科の医師の委託料でございます。下呂病院へ支払うものが、休診のため必要なくなったので減となっております。

続きまして9ページ、3款1項1目基金積立金25万円の追加、先ほど寄附いただきました25万円につきましては、医療設備等の基金のほうへ積み立てをさせていただきます。以上です。

○議長（服田順次君）

これから質疑を行います。

[挙手する者あり]

2番 今井美道君。

○2番（今井美道君）

一般会計の補正予算の11ページの収入の部分で説明があったんですが、4項4目のところの青年就農給付金の返還金がここで125万円ありましたということと、その後の歳出のほうの18ページですね。ここの新規就農育成支援事業ということで125万円ということで、ここの財源のところはその他ということで書いてあるわけなんですけど、この制度はこれから本当に必要なシステムというか、あれなんですけど、これがどういった経緯でこういうふうになったかということですね。返還があって、ここでもともとないものが1人ふえたけど、財源は返還を充ててあるように読み取れるんですが、この経緯を済みませんがお願いしたいと思います。

○議長（服田順次君）

産業振興課長。

○産業振興課長（樋口章久君）

今2番議員さんから質問のありました青年就農給付金の返還金の件ですけれども、この事業につきましては、実は26年度の国の補正で27年度を前倒していただきました。それで、1人分を150万円いただいて、26年度内に先渡しをなささいという事業でしたので、先渡しをしました。ところが、その新規就農された方ですけれども、病気になられまして、計画どおりに農業が続けていけない。その方は、トマトをつくって経営をして安定的な農業経営をやりたいということで、日向の安江敏治さんのところにも勉強に行ってみえたんですけれども、ちょっと病気になられて、それが継続できないということで、個人のほうからの申請がありましたし、園芸振興会長のほうからもそういうお話があって、実は診断書もこうして出されておるわけですけれども、そういうことで2カ月分は実際に勉強をしたし、取り組んだので認めていただけましたけれども、残りの10カ月分については返納するというので、既に農家の個人の方に渡した分を返納していただいて、それを県のほうへ返還するという形になります。

○議長（服田順次君）

ほかにありませんか。

〔挙手する者あり〕

3番 桂川一喜君。

○3番（桂川一喜君）

一般会計の19ページにあります商工業新規開業支援補助金についてなんですけど、これはさっき説明でNPO法人青空見聞塾とありましたが、これは要件を満たしていないような気がするんですが、ちょっとそれについて御返答いただきたいと思います。

○議長（服田順次君）

産業振興課長。

○産業振興課長（樋口章久君）

この要綱につきましては、東白川村商工業新規開業支援補助金交付要綱、要綱の中で決まっております。村内で新たに商工業の支店、もしくは営業所を開業し、商工会に加入した者という対象

者という形で、採択基準は、改築をしたり新たに施設等を購入した者ということで、購入費の一部を今回は補助金という形になっております。補助金の額につきましては、新規商工業の開設に要した額の2分の1以内、または100万円を限度とするということで、商工会の意見を付しまして申請書が出てまいりましたので、この要綱に合っておるということで、一応予算を上げさせておっていただきます。

[挙手する者あり]

○議長（服田順次君）

3番 桂川一喜君。

○3番（桂川一喜君）

これは、文言の確認ですけど、新規の開業という考え方の中に、例えば一番最初にこの補助金がありましたとき、マツオカさんと、それからシンク。シンクに限っては、新しい会社を当然法人として立ち上げましたので、何の問題もなくオーケーでした。マツオカさんにつきましては、マツオカさんは当然どこかでは開業してみえたことを、たまたま東白川の地内に新しく事業所を開設するというので、たしか許可が出たと思います。もう1個、その後、えがおの作業所等の形態で、あれも新しい事業所をあそこに設けると。それまでは新規事業としては立ち上げてみえなかったという解釈で、それも商工会に所属されたタイミングとの兼ね合いで、1年以内であったという。それが多分、付随されていたと思います。そのときも1回僕はお聞きしまして、1年以内の要綱を満たしていますかというときに、やっぱり満たしているという、商工会に登録されたときと起因して、そういうことの解釈でした。それからもう1個、同じ方の長男さんが自宅で商売をやるときに、全然今までやっていなかった別の商売として、事務所を同じ敷地内に立ち上げるということで、そのときにも支援なされていると思います。それぞれ1年以内であるということと、そんなに新たな事業を展開されたという意味において、たしかこの補助金というのは、それを目的とされていたはずなのに、村内で別の展開をするとき、新たな展開をするときに適用するというを今お認めいただいたような表現でしたけれども、それをやりますと事業所を1年ごとに引っ越していくというとき、個人でも引っ越していくと毎回100万円得られるということになってしまう。だから、無制限に補助金が得られる可能性があるんですが、その点についてどう思われますか。

○議長（服田順次君）

村長 今井俊郎君。

○村長（今井俊郎君）

各位の事業者が同事業でそんなにやるという想定を今おっしゃったんですけど、そんな方は多分ないと思うわけなんです。今回は、青空見聞塾さんは基本的な事業とは別に新たに観光事業、マス釣り場を買って、観光振興事業というか、体験メニューということで始めたいという内容の申請でしたので、これは新規事業という解釈で要綱に合っているという解釈をして、交付の予算を計上させていただいたものです。ただし、例えば今おっしゃったように、1年開業して、またやめちゃって、次というようなことが想定されるので、要綱をしっかりとつくり上げるという指示をしま

して、5年間は最低でも同じ事業所で事業をやっていただく。これが1年で廃業したり転業したり条件に合わなくなった場合は、その年数で計算した分は返還命令を出すというような要綱に整備をして対応をしておるといふうでございます。

[挙手する者あり]

○議長（服田順次君）

3番 桂川一喜君。

○3番（桂川一喜君）

これは実は、前にイメージアップ事業のときに、同じような質問をしたときに、この質問の答えが後づけのルール変更になっていて、そんなことをすると無制限になるよと言った覚えがあります。とにかくこの手の事業というのは、後づけでルールを変更していくという、ちょっと僕としては納得のいかない習慣ができつつあるような気がします。ですので、ルール変更を後から現状に合わせていくということが、余りに頻繁に行われるようですと非常に不安ですので、今後、まずルールにのっとった状態でできれば、そのときはルールを変更しないで別枠で出しておいて、今度から同じ事業に使えるように、もともとある事業を変更して、次の回からルールにのっとって出せるようにするほうが、本来の議会で決めたことを遵守するという意味においてはうまくいくと思うので、現状のルールを変えながら出していくんじゃないかと、1回は特例で出しておく。ただし、この特例を今までの既存のルールで拾えるようにルール変更をするような形というのは、どうでしょうか。そういうふうを考えていただけないかということをもう一回質問します。

○議長（服田順次君）

村長 今井俊郎君。

○村長（今井俊郎君）

今回の申請については、先ほど課長が説明したような内容で申請があったので、マス釣り場さんが廃業されて、自然を生かした溪流、観光資源というのが有効に活用されるということで、よろしいのではないかとこの考えもあります。そのこととこのことは別かもしれませんが、今議員がおっしゃったように、後づけとおっしゃられると何とも言いようがないわけですが、制度の補完を私が考えたときに、これは前につくられておった制度ということで、新たに申請があったときに見直して、これは継続性はやっぱり絶対担保するべきではないかということで、今回はこの制度の追加の改正ということで対応をしたいと思えます。

ただ、今おっしゃったように、余りそういうことが頻繁に行われてはいけないということも重々肝に銘じて、今後の村政に当たっていきたいと思えます。

[挙手する者あり]

○議長（服田順次君）

4番 樋口春市君。

○4番（樋口春市君）

サビロ谷のマス釣り場が維持できるということは大変いいことだとは思いますが、現状の

ままでは池も水漏れが起きてしまって、恐らく使えないだろうというような気がいたします。多分、そういったことで前も一度青空見聞塾さんがお借りになって、一度お返しになった前例もあるような気がしますけれども、少なからず100万円の税金を使うことですので、しっかり指導のほうはしていただいて、観光事業が推進できるようにお願いをしておきたいと思います。

○議長（服田順次君）

村長 今井俊郎君。

○村長（今井俊郎君）

前は、前の経営者と契約といいますか、約束事によって、一部を借りてやるという形がうまくいかなかったということを知っています。今回は、営業の許可といいますか、河川使用の許可、これは飛騨川漁協が持っているものを早瀬さんに渡してみえた、そういう経緯だと思いますけど、これをまた新たに見聞塾さんが取得をする形で、川を使ってイベントですか、要は釣りというようなこと、あるいはそこでいろいろ計画をされるということで、施設自体の改修とかいうことまでは計画にはまだ上がってきていないところです。ただし、川の改修というのは、河川法の関係があって簡単にはできないので、自分たちの手でしっかりと今あるふちを使ってやっていくというようなことを話として、私は直接聞いたわけではありませんが、担当から聞いておりますので、今4番議員さんがおっしゃったように、しっかりとした監督というか、追跡もしっかりしていかなあかん。これは、商工会のほうにもお願いをして、会員さんとしての申請を認められて、意見を付議されたんですから、この前ちょっとお願いもしてきました。しかし、前向きな検討だろうということで期待をして補助金を交付したいという考えで予算を計上しておりますので、今おっしゃったように、後づけでございますけど、5年間という期限を定めて様子を見守っていきたいというふうに思っております。

○議長（服田順次君）

ほかに。

[挙手する者あり]

6番 今井保都君。

○6番（今井保都君）

また確認になるかもしれませんが、ここで観光事業をされるということで、村長がおっしゃいました漁業権というか、そういったこともちゃんとあつて、譲渡されて、それもそういう手続をちゃんとしてもらえるのか。ただここで観光事業としてなされた場合に、また後で水利権というか、漁業権とか、そういうのが発生すると、またこれもおかしなことになります。その辺のこともクリアされてのことなのか、ちょっとお伺いをします。

○議長（服田順次君）

村長 今井俊郎君。

○村長（今井俊郎君）

漁業権は飛騨川漁協が持っています。飛騨川漁協が河川法に基づいて河川を使用してもいいとい

う許可を国から持っている。それを貸与することができるという仕組みで、釣り場さんはあそこで営業されておったことで、その権利を青空見聞塾が取得したと聞いております。ただ、先ほど言いましたように、きちんと書類で私はまだ見てはおりませんが、それを商工会が認めたということはそういうことだろうと思っていますし、もしそれがだめやったら営業できませんので、そのときは交付決定を例えば1年もやらずに済ませたら、これは完全に返還ですので、そこはきちっと見ていきたいと思います。

[挙手する者あり]

○議長（服田順次君）

1 番 今井美和君。

○1 番（今井美和君）

一般会計の13ページの一番上で、再生可能エネルギーの推進事業なんですけど、余りわからなかったもので、もう一回説明していただきたいんですけど、これ2月から4月までの売電に対して返還をするということで、夏はもっと高いので、また返還金が高くなる。これは補正のたびに金額が変わって、補正予算で賄われるということではないでしょうか。

○議長（服田順次君）

総務課長。

○総務課長（安江 宏君）

説明不足で申しわけないです。

2月から4月までの売電収入につきましては、固定買い取り制度での単価で、売り上げがあったもので、5月以降の分については、一般買い取り制度の8円単価に切りかわりがされております。固定買い取り制度の費用の分が制度に合致しないということが判明しましたので、国と県と協議をして補助金返還の形をとってくださいということの了解を得て、今回、その返還分として、前年度精算分としてするもので、5月以降の売電収入については、一般買い取りで8円ですうっと、今も収入を続けておりますので、御安心いただけたと思います。

○議長（服田順次君）

ほかに。

[挙手する者あり]

3 番 桂川一喜君。

○3 番（桂川一喜君）

一般会計の10ページにありますふるさと思いやり基金指定寄附金の歳入の部分に対しまして、歳出の部分が正確には基金積み立ての部分があるんですが、今回注目したいのは、20ページの村内産品の販促事業費の記念品の報償費のところの金額との割合で、これは前に国からの指示にありましたように、大体5割を超さないように返しましょうということで、この数字が出ているのは全く納得していますし、寄附をされた方がこれで喜ばれているというところまでも、大体村長がいつもおっしゃっているように、いい感じでいっていますし、村長としましては、これが東白川の産業を支

える1つの起爆剤になるということはずうとおっしゃっていました。

実はここで問題にしたいのは、商工会とのこの間の懇談会の中で、ある方がせっかく売っていただいたのに、とてもじゃないけどあんな安い金額ではうれしくないというような発言がありました。そこで、何でこの2つの数字をもう一回見ていただきたいかという、収入が約800万ありまして、支出が約400万弱になります。そうすると、この400万の差額というのは、普通の一般財源として繰り入れられていますけど、これはお客さんに渡る部分は半額でいいんです。これは国の指示どおりでいいと思います。ただし、買い取り方をもう少し色をつけて買い取ってあげて、要は村内の事業者にとってもメリットがあり、それから受け取る側は5割弱戻ってくる。そして村にもひよっとしたら4分の1ぐらい残れば、決して赤字にはならないという、こんなような組み立てをすることで、せっかく売上げがあるはずなのに、利益として十分じゃないというような声が商工業者から上がってくるような寂しい展開では物足りないと思うので、この辺についての見解だけでいいです。今後どう思いますか。

○議長（服田順次君）

村長 今井俊郎君。

○村長（今井俊郎君）

こんな損するものを出してしまっておっしゃったという話ですが、私も耳にしたことがあります。これは商品開発のときのその方が暇を見つけながら、材料としては廃材になるようなものももらってきて、組み立てて、このぐらいの値段で出さるやろうということで御提案をいただいたものを載せたら、これがすばらしくヒットして、こんないいものということで、注文がたくさん来ておることによって、これはえらいわということになったということであると思います。余りたくさん注文がここへ集中していますので、一部ですけど違う業者さんにもお願いをして、余りお客様を待たせてはいかんということでやっていただいております。この部分は、その2番目の業者さんは自分で設計したわけでもないの、そういう話になってしまったのかなというところで、最初の商品を提供された方は、私の仕事としては十分な手間仕事ということで、値段が設定されたということです。いいほうに反してすごく売れたということによって、こういうことが起きました。工場製品でどんどん出せば、逆の意味では単価を下げても商品が適切な値段でいけるといふうには思うわけですが、今回ちょっと急場しのぎのような形をお願いしたために、そういうお話になったかと思えます。

ですが、結論として先ほど議員おっしゃったように、地域へ経済的効果を潤すための事業ですから、当たり前の話なんです。なるべく損などはしていただかない形で還元をしていくべきであります。どこかいい機会を見て、ヒノキのベンチというやつですけど、パンフレットを切りかえるときとか何かを見て、もうちょっといわゆる合った商品にかえることを検討させていただきたいと思っております。あくまでも基本的には議員がおっしゃったとおり、地域にある程度経済的効果を生むための施策でありますので、この数字は守っていききたいかなというふうに思っております。

○議長（服田順次君）

ほかに。

[挙手する者あり]

会計管理者。

○会計管理者（安江 誠君）

今の予算のところの組み立て方のことでちょっと補足だけさせていただきたいですが、歳入のほうのふるさと思いやり基金につきましては、5月から10月の実績を計上しておりますし、還元のほうにつきましては、今後発生するであろう見込みの金額を出しておりますので、たまたま同じでありましたが、リンクしていないということで、寄附の性質上、まだもらっていない寄附を見積もるというのは、ちょっと適当じゃないかなあとということでございますので、新年度予算についてもそんな形でいきますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

○議長（服田順次君）

ほかに質疑はありませんか。

[挙手する者あり]

2番 今井美道君。

○2番（今井美道君）

国民健康保険の特別会計ということで、歳出のところ、8ページになるんですが、一般被保険者保険料の還付金ということで、24年、26年の還付金が35万2,000円ということで、国保診療所のほうでも2,000円とかの還付金があったんですが、この24年、26年の還付金というのが、今回の補正に出てくるということがどういうシステムになるのかなということをお伺ひしたいです。

○議長（服田順次君）

村民課長。

○村民課長（今井義尚君）

過年度遡及喪失申請に伴う手続というのが、過去5年までは遡及申請ができるという形になっておまして、それでたまたま保険者のほうで忘れておったりして、申請してなかったということで、今回受け入れたということで、今回補正させていただいたと。その申請を受けたところで、この35万1,000円という額になったところです。一応、24年が1人で、26年が1人、2名分ということで。

○議長（服田順次君）

ほかに質疑はありませんか。

[挙手する者なし]

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

[挙手する者なし]

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第70号 平成27年度東白川村一般会計補正予算（第9号）から議案第74号 平成27年度東白川村国保診療所特別会計補正予算（第4号）までの5件を一括して採決します。

お諮りします。本件は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、議案第70号 平成27年度東白川村一般会計補正予算（第9号）から議案第74号 平成27年度東白川村国保診療所特別会計補正予算（第4号）までの5件は、原案のとおり可決されました。

◎発議第2号について（提案説明・質疑・討論・採決）

○議長（服田順次君）

日程第18、発議第2号 TPPと地方創生への万全な国内対策を求める意見書についてを議題とします。

本件について、趣旨説明を求めます。

6番 今井保都君。

○6番（今井保都君）

発議第2号 TPPと地方創生への万全な国内対策を求める意見書について。右の議案を別紙のとおり会議規則第14条の規定により提出する。平成27年12月17日提出、提案者、今井保都、賛成者、樋口春市、賛成者、安江祐策。東白川村議会議長 服田順次様。

TPPと地方創生への万全な国内対策を求める意見書。

TPP（環太平洋経済連携協定）交渉における閣僚会議は、10月5日に大筋合意を発表した。

今回の交渉の大筋合意により、世界の国内総生産合計の4割近くを占め約8億人の人口を抱える巨大経済圏がアジア太平洋地域に誕生することになり、貿易や投資を成長エンジンとしてきた我が国の経済を底上げすることも期待されている。

しかしながら、農林水産分野の重要5品目のうち、米については、関税を維持したものの米国及び豪州に対する無関税輸入枠を設けるほか、牛肉、豚肉、乳製品においては、関税の撤廃もしくは段階的な引き下げが行われ、5品目以外についてもその大半が関税撤廃されることで安価な外国産農産物の輸入が国内の農業生産に打撃を与えることは必至であり、生産現場に不安が広がっている。

また、交渉内容について政府から情報開示と11月25日にTPP政策大綱が公表はされたが、農業者の不安は消えてはいない。今後、生産現場や国民が抱える根強い不安や疑念と真摯に向き合う姿勢が必要である。

よって、国においては、国民に対して詳細な情報提供を行うとともに地方経済に与える影響を分析し、今後あるべき農業の姿、構築すべき日本の農業の形を再確認し新たな対策について速やかに検討することを強く求める。

また地方創生について農業戦略を取り入れることもあわせて、地方自治法第99条の規定により意

見書を提出する。平成27年12月17日、東白川村議会議長 服田順次。

意見書の提出先、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、総務大臣、外務大臣、財務大臣、厚生労働大臣、農林水産大臣、経済産業大臣、経済再生担当大臣、内閣官房長官宛て。

○議長（服田順次君）

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

[挙手する者なし]

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

[挙手する者なし]

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから発議第2号 TPPと地方創生への万全な国内対策を求める意見書についてを採決いたします。

お諮りします。本件は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

異議なしと認めます。したがって、発議第2号 TPPと地方創生への万全な国内対策を求める意見書については、原案のとおり可決されました。

◎閉会中における議会運営委員会の継続調査について

○議長（服田順次君）

日程第19、閉会中における議会運営委員会の継続調査についてを議題とします。

本件について、趣旨説明を求めます。

議会運営委員長 安江祐策君。

○議会運営委員長（安江祐策君）

東白川村議会議長 服田順次様。議会運営委員会委員長 安江祐策。

閉会中の継続調査申出書。

本委員会は、所管事務のうち次の事件について、閉会中の継続調査を要するものと決定したので、東白川村議会会議規則第75条の規定により申し出ます。

記1. 会期及び会期延長の取り扱いについて。2. 会期中における会議日程について。3. 議事日程について。4. 一般質問の取り扱いについて。5. 議長の諮問事項に関する調査について。6. その他議会運営上必要と認められる事項。以上でございます。

○議長（服田順次君）

お諮りします。委員長の申し出のとおり、閉会中における継続調査をすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、委員長からの申し出のとおり閉会中における継続調査とすることに決定しました。

◎閉会の宣告

○議長（服田順次君）

本定例会の会議に付された事件は全て終了しました。会議規則第7条の規定によって本日で閉会したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、本定例会は本日で閉会することに決定しました。

これで本日の会議を閉じます。

平成27年第4回東白川村議会定例会を閉会します。

午後3時45分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

議 長

署 名 議 員

署 名 議 員